参考資料

内閣府と関係府との間で調整を行う提案についての 関係府省からの一次回答及び提案団体からの見解等 一覧(188件)

管理		提案事項	but with me		制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	· 団体名	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	関係府省庁	団体名	支障事例
2	春日井市	員選考におい て税務関係者 を避ける要件	い者であること」の記述を削除する。	国勢調査では他の調査に比べて桁違いの調査員が必要 で、確保対策を講じているが有効な手立てがないまま苦		市郡き市ひ市富市市ス市一市伊市徳福市、水ち所市、南、三市八市広南島、白戸な沢、福ア山島、幡、島、県い河市か市野井ル県市小市出県高、大り、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	
3	川口市	の限度額適用 認定証に係る 認定要件の明 確化	康保険法施行規則(以下「施行規則」)第27 条の14の2第1項第3 号の条文中の「保険料」について、条文の 改正又は国からの通知により、延滞金を含む か否かを明確にする。	国民健康保険の高額療養費の支給に係る保険者の認定については、施行規則第27条の14の2第1項及び第2項に基づき認定し、同条第3項に基づき限度額適用認定証の交付を行っている。このうち、認定要件たる施行規則第27条の14の2第1項第3号について、条文中に示される「保険料」に、運用上、滞納に係る延滞金を含むと解する市町村と含まないと解する市町村がある。本市においては、「保険料」には延滞金は含まないものとして取り扱っているが、そのような取扱いに対しては、保険料は滞納していないものの延滞金を滞納している者に対して限度額適用認定証を交付することになるため、滞納整理の見地から「保険料」には延滞金を含むと解すべきであるとの意見もある。	厚生労働省	寒市、高市、宮崎、東市、高市、宮崎、東市、高市、宮崎、東市、宮崎、東市、宮崎、東市、宮崎、東京、安田、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、	○左記の通り当町においても、延滞金を含まない取扱いとしているが、明確な判断基準がほしい。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
とがないようにするため、国勢調査の調査員の選考に当たっては、税の賦課徴収に直接関係する者は避けるよう市町村事務要領で定めているところ。一方、留意事項で税務所管課の総務(庶務)、納税思想の普及、電算処理など税の賦課徴収に直接関係する業務を担当しない係の者については選考することも差し支えないとしている。	てほしいと言われることはよくあるが、税務への情報流用について誤解を受け、調査に支障が出たということは聞いたことがない。 税務職員についての条件緩和が実行されれば、即、候補者が増えると言う意味で実際的であり、調査員確保の一環として、実現を強く求める。 平成32年国勢調査の調査員確保計画を立てるためにも地方公共団体の意見徴収の時期・方法、結果の公表について具体的に提示いただきたい。また、対応の方向性についても、平成32年国勢調査に反映できるような検討時期を明示願いたい。	市町村事務要領の留意事項において、税務所管課の中でも 税の賦課徴収に直接関係する業務を担当しない係の者については選考することも差し支えない、との取り扱いが定められているが、多くの自治体では、限られた職員で効率的な行政 運営を行うため、税の賦課徴収に直接関係する職員が総務 (庶務)なども兼務しており、「賦課徴収に直接関係する業務を 担当しない税務所管課職員」などほとんど存在していないことが一般的である。 このような自治体の職員数や配置の実態を踏まえた上で、	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
及び第2項に基づき認定し、認定を行った被保険者に対して 同条第3項に基づき限度額適用認定証の交付を行っていると ころである。 限度額適用認定証の交付申請にあたっては、国民健康保険 法施行規則第27条の14の2第1項第3号に基づき「保険料 を滞納していない旨」を届け出ることとしているところである。 地方自治法第231条の3第3項に基づき条例で定められる 「延滞金」については、国民健康保険法第76条に定める「保険 料」の滞納に伴い生じるものであるが、国民健康保険法施行 規則第27条の14の2第1項第3号においては、要件を「保険 料」に限定しており、「延滞金」の滞納をもって限度額適用認定 証の交付を行わないことが適切ではないことは明らかである ため、条文の改正や通知の発出は要さないものと考える。	を損なう可能性の防止を考慮したものであるなら、滞納者が 延滞金のペナルティとしての役割を軽視することがないよう、 交付制限の要件として延滞金を含めるとする解釈があったと しても、全くの的外れであるとは言い難いのではないか。 実際に本市周辺だけでも、複数の自治体で延滞金も含めて 完納した者に限度額適用認定証の交付を行っており、全国で は相当数の自治体がこのような解釈をした運用をしているも のと考えられる。 当該交付要件が、条文上、限定的に表現されているにもか かわらず、各自治体の運用に相違が生じていることは、条文		【全国知事会】 所管省からの回答は、国民健康保険の限度額適用認定証の 交付に必要な「保険料」の納付について延滞金を含まないこと は現行制度上明らかであるとしているが、施行規則の条項の みでは「保険料」が延滞金を含むか否かについて各自治体の 判断が分かれていることから、延滞金の取り扱いについて根 拠を明確化したうえで各自治体に対して十分な周知を行うこと が必要である。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

管理	団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号		(事項名)		XII "FOXITY II"	関係府省庁	団体名	支障事例
4	川口市	ト保証制度に 係る市町村長 等による特定 中小企業者又 は特例中小企	度に係る市町村長等に よる特定中小企業者又 は特例中小企業者の 認定事務を廃止し、保 証審査を行う信用保証 協会がワンストップで	セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。本提案では、市町村長等による当該認定事務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。【制度改正の必要性】経営の安定に支障を生じている特定中小企業者等が迅速な融資を受けられるようにすること。また中小企業者が透水ででででいるでは、「製工を軽減すること。加えて、認定事務を行う市町村等の事務負担を軽減すること。【具体的な支障事例】融資に至るまでの時間的(経済的)・事務的負担が原因となり、本来セーフティネット保証制度の対象となり得る中小企業者が他の制度融資を利用している。認定に当たり、決算報告書等の多量の申請書類が必要となっている。		市厚市春屋市宮川市、田田市、山田市、山田市、山田市、山田市、山田市、山田市、山田市、山田市、山田	○本市の申請件数は多くないものの、利便性の向上の視点から言えば、支障事例に記載のとおりであると考えており、申請件数の多寡にかかわらず、ワンストップにすべきであると考えられる。 ○当市においては、平成21年度の認定件数は1,000件を超え、従来の認定担当者のみでの対応が困難であった。現在では、認定件数は減少したものの中小企業者等の負担はあり、市町村への認定のための提出書類と原用保証協会への保証依頼時の提出書類に一部業権するものもあることから、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるよう制度改正を行うことが必要であると考える。 ○制度の性質上、申請者である中が企業者等から迅速な対応を求められるが、当市の認定事務(書類の精査及び市長印の押印)は事務、決裁規定に基づいて行われるため、最任日を要する、また、現在は認定業種が少なな申請件数は年20件程度ではあるが、申請が多い年(平成20年度544件・平成21年度の678件等)があると、市町村の遺を対応ができなななってしまう、保証審査を行う信用保証協会へ申請者があいまで関係を実施すっことができるようのの安定に支険を生じているかの企業者等への迅速な対応ができなくなってしまう、保証審査を行う信用保証協会へ申請者が直接申請することができれば、申請者も市町村も時間的・事務的負担を認らすことができる。 ○市の認定を受けるための申請事務が中小企業にとって負担となり、迅速な手続きを妨げている。また、市の認定を受けるための申請事務が中小企業にとって負担となり、迅速な手続きを妨げている。また、市の認定を受けても設定を受けられない事業もあった。保証審査を行う信用保証協会がワンストップ受付をすることで、融資の可否も含めて選生に判断することができるようになる。 ○認定事務を市町村に義務付けているにもかかわらず、人的・財政的支援が無く、全て市町村負担となっている。自問題である。 ○認定事務を市市対に義務付けているにもかかわらず、人的・財政的支援が無く、全で市町村負担となっている。自問題である。 ○認定事務で市内は長代による金融機関職員からの申請弁数によりよりもでいるよのもではまではままままままままままままままままままままままままままままままままま
6	【重点31】	が実施する災害時使用を想定した無人航空機の飛行訓練時の区域規	は、人口集中地区でもフェンス等で囲まれた、安全を機の無力状況及び周囲監合があった状況等を常立ちは、があった不要とするで、近れていた。また、災害時のとする無人前を目的とする無人航空	当市消防局では、無人航空機の操縦者の確保のため、 人事異動により毎年操縦士の育成が必要となるが、市の 約9割が人口集中地区である川口市では、許可等を受け ていない操縦者の屋外での訓練場所の確保に困難を極 めている。(※許可・承認の要件に10時間の飛行経験が 必要となる。) また、無人航空機(ドローン・ラジコン等)の飛行に関す るQ&Aにて、「無人航空機が飛行範囲を逸脱することが ないように四方及び上部がネット等で囲われている場合 は、屋内とみなすことができるため、航空法の規制の対 象外」となる旨定められているものの、現在人口集中地 区内で確保している練習場4か所はいずれも上部にネットを敷設することが困難であり、条件を満たすことができ		府、鳥取県、 宇和島市、 崎市	○大都市近郊においては飛行訓練を実施する地域が少ないため、郊外で飛行訓練を行う必要がある。また、無人航空機の飛行に関する許可・承認審査要領(平成30年1月31日国土交通省航空局長通知)5-6にかかげる「多数の者の集合する催し場所上空における飛行の場合」についての基準は当府主催の防災訓練等緊急時の利用を想定した催しについても運用の可能性を狭め、防災用としての活用性を狭めることになるため、防災訓練等緊急時の利用を想定した催しについても連邦を緩和するべきである。○当市も、災害対応や消防団活動(行方不明者捜索等)に無人航空機(ドローン)の活用を考えているが、操縦者の育成に多くの訓練を必要とし、許可・承認に煩雑な手続きと多くの時間を要することは、大変負担が多いと考えられるので、左記の提案事項に賛同します。○当市においては、無人航空機を2機保有しており、操縦隊員を継続的に育成する必要があるが、操縦訓練場所の確保に苦慮している状況である。当市が管理する屋外消防訓練場があるが、DIDに該当するため、予め許可申請が必要であり、かつ現に操縦資格を有する隊員に限られることから、資格のない隊員の操縦訓練はは使用できない。しかしながら、当該訓練場は、1辺が100m以上あり、かつ4方をフェンスで囲っており十分な安全確保が可能であると考えられるため、有資格者が立会い、かつ安全管理要員を配置するなど、一定の条件を満たす場合は、資格のない隊員の操縦訓練ができるよう規制緩和を行うこと。○本県においてこれまで支障事例はないが、将来的には同様の支障が生じる可能性があるため、左記提案事項に賛同する。災害時とはいえ、飛行範囲の安全は確保する必要があるため、左記のような条件を付すことは必要と考える。  飛行時間実績の短縮についても、提案事項に賛同するが、適切な時間をどの程度にすべきかの検討は必要と考える。 ○本県においては、3消防本部でドローンの活用事例があり、3消防本部で導入を検討中であり、今後導入する本部(市町)が増えることが予想される。県内にも人口集中地区(4,000人以上 / km2)は存在しており、今後、飛行訓練に支障が生じる可能性がある。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
限、災害、取引金融機関の破綻、大規模な経済危機等による信用の収縮等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度である。セーフティネット保証を利用するためには、当該中小企業者が中小企業保険法第2条第5項に規定する「特定中小企業者」(経営安定関連保証の場合)又は同条第6項に規定する「特例中小企業者」(危機関連保証の場合)に該当することについて、市区町村長の認定を受けることとなっている。このセーフティネット保証に関する認定を市区町村が行うこととなっている理由としては、大きく以下の二点が挙げられる。のセーフティネット保証に関する認定を市区町村が行うこととなっている理由としては、大きのでも記載に答して、申請に際しての利便性が確保できること。この点、支障事例でも記載いただいているとおり、リーマンショックのような経済危機時や災害時には認定申請が急激に増加する傾向にある中で、信用保証協会は基本的に各県に一つしかなく市区町村数と比較しても窓口数が圧倒的に少なく、有事の際に、的確かつ迅速に認定事務及び審査事務を行うためには、従来通り、市区町村等と信用保証協会が両事務を分担して実施することが適切である。②セーフティネット保証については、有事の際の中小企業への資金繰り支援としての性格から、国庫負担に基づいて日本政策金融公庫による信用保険のてん補率引上げ等の措置が講じられているところ、保険契約の当事者である信用保証協	関と保証協会の二者で行っているにも関わらず、セーフティネット保証の認定に市町村が関与することで全体の事務量としては絶対的に増加する。回答中では最も身近な公的機関して市町村を挙げ、市町村を窓口とすることで中小企業者にとって有事の際にセーフティネット保証申請の利便性が確保できるとしている。しかし現状、中小企業者は金融機関を融して行っており、加えて市町村の窓口にセーフティネット保証の申込は金融機関を配して行っており、加えて市町村の窓口にセーフティネット保証の中でおり、加えて市町村の窓口にセーフティネット保証の中でおり、加えて市町村の窓口にセーフティネット保証の中であるとなければならない。この手続は関うではので開発であるとが、市町村の窓口と信用保証協会だけで融資を実行することに不可能であるため、市町村が認定事務を行ったところで中小に不可能であるため、市町村が認定事務を行ったところで中に不可能であるため、市町村が認定事務を行っていない。次に②への見解だが、セーフティネット保証認定の内容がなく、認定事務を行う者によって可否が変わらないというとはであるが、現行制度を踏まえると、単にその認定について第三者の担保を得るたまに申請者に余計な負担を課すことは適当ではない。また、自治体からの協力を得たいとのことであるが、現行制度を踏まえると、単にないるとはであるが、現行制度を対しているとはであるが、現行制度を対しているとはであるが、また、対して、対しているとはであるが、中では、対しているとは、現行は、といいのは、といいのでは、といいいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいいいいのでは、といいのでは、といいのでは、といいいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいいのでは、といいいいのでは、といいのでは、といいのでは、といいいのでは、といいのでは、といいいいのでは、といいいのでは、といいのでは、といいのでは、といいいのでは、といいいのでは、といいいのでは、といいいいのでは、といいいのは、といいいいのでは、といいいいのでは、といいいいいいいいいのでは、といいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	でいう有事の際、中小企業が必要とする支援は融資支援である。融資支援を行うのはあくまでも、金融機関およびその融資の保証に入る保証協会である。そのため、中小企業にとって、申請に際しての利便性確保を重視するのであれば、市区町村の介入は不要と考えられる。また、経済危機時や災害時に認定申請が急激に増加する場合においても、セーフティネットの記定事務及び審査事務は保証協会が通常の融資の与申請が急激に増加する場合においても、セーフティネットの実際への影響はあるものの、中小企業の利便性向上により得られるメリットの方が大きいと考えられる。これ自じて、公的な第三者の視点での認定が必要とのことであるが、セーフティネット認定は一定の条件に売上げ等が合致しているかどうかを定型的に判断し認定するものでしてもその公平性に支障は無いと考えられる。さらに、セーフティネット保証4号についても、発動や期限延長は自治体の要があるため保険契約の当事者である信用保証協会が行ったとてもその公平性に支障は無いと考えられる。さらに、セーフティネット保証4号についても、発動や期限延長は自治体の要であるため保険契約の当事者である信用保証協会が行ったとであるが、災害時こそ迅速な対応が必要であり、市区町村への申請を経てからの融資申し込みは中小企業	【全国市長会】 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。
の許可・承認が不要としているが、これは、人命又は財産の保護の観点から緊急性がある場合には、許可・承認に係る手続きを行う暇が無いことに鑑み、特例として適用除外とするものである。公的機関であっても無人航空機による事故等を発生させていることを踏まえれば、いたずらに特例の対象を拡大することは不適当であり、訓練など緊急性のないものについては、許可・承認の手続きにおいて安全性を確認する必要がある。 しかしながら、人口集中地区上空における飛行等の許可・承認が必要な場合にあっても、例えばあらかじめ決まった場所において訓練などの同様の飛行を行う場合には1年間の包括許可・承認を行ったり、操縦者に10時間以上の飛行経験がなくても10時間以上の飛行経験を有した監督者の下で飛行を行うこと等を条件として許可・承認を行うなど、安全性の確保を前提に柔軟な対応を実施しており、既にその実績もある。したがって、今回御提案いただいた趣旨については、個別に御相談いただければ現行制度下においても対応可能である。	ついて、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」からは読み取ることが出来ず、また、ホームページ等にも記載(公表)されていない。 ヘルプデスクに問合せした際も、当該内容を明確に把握していない状況であり、許可・承認要件が不明確である。 今後、許可・承認要件を明確にするとともに、事例をホームページ等で公表することにより、許可・承認要件の不明確さが多少は解消されると考える。 また、提案内容に示した四面をネットで囲み、ロープ等又は機械制御によりネットを越えて上空に飛行しない措置を行えば、飛行範囲を逸脱することは考えにくく、ネット等で囲んでい	示されたような柔軟な対応がされるのであれば、支障がないと 考えるが、事例等について消防機関に周知したいので情報共 有をお願いしたい。	

管理	団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号		(事項名)			関係府省庁	団体名	支障事例
7	萩市	る薬局の管理 薬剤師の兼務 許可要件の緩	品質、有効性及び安全 性の確保等に関する法 律第7条第3項で規定 する薬局の可にが発 の兼務所在地がの 薬局の所在地がの を の薬剤師である場 には、都道府県 いただきたい。	本市の中山間地域では、民間の医療機関が閉院し、一時的に無医地区となったが、市内医療機関の協力により、国保診療所を開設し、週2日診療を行っている。また、本市出身の経営者が地域の医療療日にあわせて週2日開局しているが、採算性の問題から薬局の継続が困難は外に他の薬局でも勤務できるよう、県に管理薬剤師の兼業許可を相談し、県から厚生労働省へ照会したが、昭和36年通知に基づき、「公益性のある学校薬剤師としての業務等、極めて例外的に認められるものであり、兼務の計することが法律上認められているが、医薬品の種類やあるとが法律上認められているが、医薬品の種類や剤において調剤することが望ましいと考えている。へき地においては薬剤師の確保が困難であるため、地域の暮らしに必要不可欠な薬局を維持することができなくなっており、薬局存続のため、住民による署名活動も行われている。	厚生労働省	山口市、高知県	○本市も域内に準無医地区を抱えており、医師及び薬剤師の確保には苦慮しています。このため、薬剤師配置の要件緩和は、必要と考えます。 ○本市では、医療機関への業務委託により、2箇所のへき地診療所を週1日ずつ開設しており、うち1か所が院外処方となっている。過疎地域では、診療所や薬局の運営、また、医師や看護師、薬剤師等の医療従事者の確保がすでに難しい状況となっているが、今後も高齢化が進むため、地域での医療体制を確保し、地域包括ケアシステムを構築していくことが求められている。 過疎地域における限られた医療資源(人材等)の有効かつ効率的な活用を進めるため、開設日を限定される診療所においては、「管理薬剤の兼業」を例外として許可いただくなど、過疎地域の実情に合わせた弾力的な運用を提案したい。 ○本県では無薬局の町村が5町村、薬局数1の町村が3町村(県下34市町村中)あるなど、薬局、また薬剤師の地域偏在が課題となっている。また、「患者のための薬局ビジョン」においては2025年までに全ての薬局がかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を果たすことが求められているが、本県では薬局や薬剤師の地域偏在に加え、一人薬剤師の薬局も多く、24時間対応や在宅対応等が困難であるという意見もあり、地域の薬局が地域で連携し、地域全体でかかりつけ薬剤師・薬局機能を発揮する仕組みづくりが必要となっている。このようなことから、薬局が地域においてかかりつけ薬局機能を発揮し、地域医療を維持していくためにも、都道府県知事が柔軟に管理薬剤師の兼務を許可できるよう、許可要件の緩和が必要と考える。○本県においても薬剤師の確保に苦慮している中山間地域がある。高齢者のポリファーマシー等の課題に対応するためにも、地域の医療を支える一員として、薬剤師の役割は大きいことから、へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の緩和により、地域に必要な薬局の維持や薬剤師の確保が期待できる。
	広島市、広島県	続におけるマ イナンバーの	報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	生活保護の決定・実施等の事務手続において、現行のマイナンバー制度では、例えば雇用保険法による失業等給付の支給に関する情報は入手できるものとされていない。こうした中、本市では平成29年度中において、労働者災害補償保険法に係る休業補償給付等を受給しているにもかかわらず、これを福祉事務所に届け出ず、生活保護を不正受給した事案が2件発生しており、こうした給付金の受給状況を効率的に把握する必要性が生じている。このため、マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	省、厚生労働省	市大市岐見市堺市岡、千市福市、京、市、京、神、京、神、京、神市、京、神市、京、神市、京、神市、京、神市	○労働者災害補償保険法による休業補償給付等の受給は申告がないと発見することが難しく、受給が疑わしい場合は生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施するが、不正受給を発見されないまま徴収を免れている受給者がいる可能性がある。 ○休業補償給付等の受給の有無については、生活保護法第29条に基づく調査によって保護の実施機関が把握することは可能であるが、生活保護受給者からの収入申告がなければ不正受給につながる可能性が高く、迅速かつ正確に生活保護受給者の収入を把握するためには、マイナンバーによる情報連携により、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報が収集可能となる必要がある。 ○休業補償給付等の支給状況が的確に把握できないと、不正受給となる事例が懸念されるため。 ○平成29年度中に労災に係る不正受給案件が1件発生した福祉事務所があった。世帯からの申告が無かったが、職場で怪我をしたとの聴取内容から法29条に基づき地元労働基準監督署に文書照会し、不正受給が発覚したもの。 照会内容についての回答は得られたものの地元監督署限りでは回答できず、回答までに2週間程度を要した。 ○休業補償給付等の受給の可能性がある場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会では、文書照会の作成事務が負担となるほか、回答までに相当な時間を要するため、保護費の遡及変更が生じる可能性がある。その点、マイナンバーによる情報連携が可能となれば、照会事務の負担が軽減し、即日支給情報が収集できることで、保護費の遡及変更の可能性は減少する。ただし、マイナンバーによる情報連携の全体的なことではあるが、情報提供エラーの発生や提供情報に不備があるなどを避け、情報連携により、事務の効率化につながる考える。 ○本市においても、生活保護法第29条によりでは、根媒体での照会とで状況を把握しる必要がある。現行の制度では、紙媒体での照会とかできないため、調査に時間を要する。情報連携を活用することにより、速かいに状況を把握し、効率的な調査が可能になると考えられる。 ○提案団体記載のとおり、本市においても休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、速やかに状況を把握し、効率的な調査が可能になると考えられる。 ○提案団体記載のとおり、本市においても休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、速やかに状況を把握し、効率的な調査が可能になると考えられば、不正受給の防止に効果があると考えます。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項の規定により、原則として、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事することが禁止されているが、同項のただし書きにより、その薬局の所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)の許可を受けた場合には、例外的に薬局の管理者が兼務することが認められる。この許可の取扱いについては、昭和36年2月8日付け薬発第44号厚生省薬務局長通知(以下「通知」という。)において、「非常勤の学校薬剤師を兼ねる場合等であって薬局の管理者としての義務を遂行するに当たって支障を生ずることがないと認められるとき」とされており、兼務することが認められる場合は限定されている。少子高齢化が進行する中、へき地において、必要な水準を確保しつつ、必要な医療サービスを提供することは重要であると考えている。薬局や薬剤師の在り方については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会(以下「制度部会」という。)において議論を進めているところであり、この論点についても、実態を踏まえつつ、制度部会の中で検討し、その結果を踏まえて所要の措置を講じていきたい。	る地域包括ケアシステムの構築を推進しているが、地方、特にへき地では時間的猶予がないため、本件提案に対して、できる限り早急に結論を出していただきたい。また、厚生労働省において、今後検討をされるに当たっては、具体的なスケジュールや検討状況等を随時情報開示され、平成30年中に結論を出していただきたい。なお、検討を踏まえ、提案を実現する方法として法改正など所要の措置に時間を要するようであれば、暫定措置として平成23年のかがわ医療福祉総合特区で認められたように「個別の		提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
する事務における労働者災害補償関係情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要があり、その上で必要があれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。 【厚生労働省】 現在、休業補償給付等の請求時には申請者からマイナンバーの提供を求めていないところである。本連携を実施するに当たっては、以下の課題があるため、実施の可否も含め、慎重に検討する必要がある。 ・申請者に対して、一時的に受給する短期給付(休業補償給付等)についてもマイナンバーの提供を求め、本人確認書類の郵送等が必要になる一方で、それにより省略できる労災保険の請求手続に係る添付書類はなく、国民の利便性向上の効果は低いこと。・また、申請様式の改正に伴うシステム改修費用(システムの構築や帳票の改正費用等)等のコストを要すること。・一方で、生活保護法に基づく支払証明の照会件数(労災保険の短期給付を含む照会に限る)は年間84件(平成29年度)と少なく、十分な費用対効果が見込まれない懸念があること。	の効率化、②国民の利便性の向上、③公平・公正な社会の実現とされているところである。 本市の提案が実現されることにより、休業補償給付をはじめとする各種労災給付の受給情報の照会及び照合に要する時間が大幅に削減され行政の効率化が実現されること、また、受給情報を収集可能とすることで生活保護の不正受給の早期発見が可能となり、公平・公正な社会の実現に寄与することから、マイナンバー制度の意義に適った内容であると考えている。 なお、受給手続において省略できる添付書類がないという点においては、雇用保険の失業給付に係る手続も同様である。 本市の提案における「休業補償給付等」とは、休業補償給付をはじめ、療養補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、傷病補償年金、介護補償給付など、全ての労災給付を意図した	○マイナンバーのメリットは、①行政事務を効率化し、人や財源を行政サービスの向上のために振り向けられること、②所得をこれまでより正確に把握するとともに、きめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現すること等、であるとされている。特に、②の意義を踏まえ、費用対効果のみを理由とし不正受給防止対策を疎かにすることなく、適正な生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務を効率的に行えるようにするため、実現に向け前向きに検討していただきたい。 ○また、休業補償給付については、受給資格のある期間中は期間の上限なく受給することができる制度であるため、正確な受給額の把握ができないことによる、適正額な生活保護費の支給が困難であり、生活保護制度への信頼を失墜させるものであると考える。	的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めるべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

管番	理 団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	団体名		
9	広島市	法に基づく審	査会が諮問を受けて実 質的な審理を行う審査	国の情報公開・個人情報保護事務においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「行政機関情報公開法」という。)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関の保有する個人情報保護という。)に基づく開示決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護等の審理手続を経ずに直ちに情報公開・個人情報保護事務においては、広島市情報公開・個人情報保護審査会におり、迅速な審査請求がなされた場合、審査庁による口頭意見陳述等の審理手続を経て情報公開・個人情報保護審査会に諮問する必要があることから、国と比べて迅速な審査請求がなされた場合、審査庁による口頭意見陳述等の審理手続を経て情報公開・個人情報保護審査会に諮問する必要があることから、国と比べて迅速なの開・個人情報保護審査会に諮問した審査請求について迅速なを実際、平成28年度及び平成29年度に、広島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問に審査請求について迅速なを開・個人情報保護審査会に諮問に審査請求については、地方公共団体の情報公開審査会等が諮問を受けて実質的な審査を行う審査請求については、審査合に法となく、審査会に諮問できるよう、審理手続の廃止を求める。		旭川市、ホ 大大 大大、崎川市、 村本県、中山市、松京市、 松京市、松京市、 で 、本 、本 、本 、本 、本 、本 、、、 、本 、、、 、、、 、、、	○簡易迅速な国民の権利利益の教済という改正法の目的の実現を図るためにも、都道府県や市町村の情報公開 審査会等においても、インカメラ審理等、国の情報公開・個人情報保護審査会と同等の審理手続が保障されるのおれば、審査庁における審査手続を法の通用除外とし、商業化できるようにしても特段の支障はないと考える。 ○情報公開条例において、行政不服審査法に規定する審理手続と同等の内容を情報公開審査会の調査権限として て規定しておい、行政不服審査法に規定する。 く、むしろ審理の迅速化につながるものと考えられる。 ○本限でも審査請求の件数が増加しており、広島市と同様、審査請求人にとつては、簡易迅速な教済が可能になること。また、実施機関にあっては、行政不服審査法に基づく口頭意見陳述に係る事務負担の経滅が可能となることの観点から廃止を求めたい。 有識者で構成される審査会において審査されることにより、不服審査法の目的は達せられると考える。	

#### 各府省からの第1次回答

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

○ 行政不服審査法(以下、「法」という。)は、国民の権利利 益の救済を図るため、国・地方を問わず、行政庁の違法又は 不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民 が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服 申立てをすることができるための制度を定めた一般法であり、 不服申立ての手続等については、不服申立人の手続的権利 を保障する等の観点から、他の法律に特別の定めがある場 合を除くほか、この法律の定めるところによるものとされており関係人から意見を聴取したりする必要性が乏しいこと」、「審 (法第1条第2項)、条例において法に定める審理手続を適用 |理関係人から意見の聴取等を行う必要が生ずる場合もありう 除外とすることは、この法の基本原則に抵触することになる。 ○ また、法においても、地方自治の尊重の観点から、情報公|ことができるので、審理員による審理を経ずに直ちに情報公 開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定等について 開・個人情報保護審査会に諮問するほうが、迅速な審理が可 情報公開・個人情報保護審査会等が諮問を受けて実質的な 審理を行っている場合などを念頭に、条例に基づく処分につ いては、法第9条ただし書により、条例に特別の定めがある場 に係る審査請求の性質は国も地方公共団体も何ら変わるも 合には審理員を指名しないことができることとされており、これのではないが、現行の規定は国の事務についてのみ適用除 らの活用により、一定の負担軽減を可能としているところであ「外を認め、地方公共団体における迅速な審理を阻害してお

〇 情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定 等について、条例の規定に基づき地方公共団体の情報公開・ 個人情報保護審査会等が諮問を受けて実質的な審査を行う ことを理由に審理手続を適用除外することとした場合、条例の 規定次第で、法第2章第3節に定める審理手続と同等の手続 的権利が保障されないおそれも否定できず(※)、より簡易迅 速な救済は図られるとしても、公正な手続という法の趣旨を損 ねることになり、御提案を受け入れることは困難

○ なお、法第31条に規定する口頭意見陳述は、審査請求人 等の申立てがあった場合にのみ実施されるものであり、実質 的な審理を行う情報公開・個人情報保護審査会等において同 等の手続を保障し、その活用を図るなどの運用上の工夫によ り、迅速性の向上を図ることは可能であると考える。

※1 例えば、広島市情報公開・個人情報保護審査会条例で は、第10条で「審査会は、審査請求人等から申立てがあった ときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与え なければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認め るときは、この限りでない。」と規定されており、法第2章第3節 に定める審理手続の適用を除外したとしても、審査請求人に よる口頭意見陳述の機会が担保されていると言える。しかし、 このような条例の規定が置かれない場合、法第2章第3節に 定める審理手続の適用が除外されてしまうと、審査請求人に よる口頭意見陳述の機会は失われてしまうことになる。 ※2 自治体の情報公開・個人情報保護関係条例を検索した ところ、旭川市では口頭意見陳述の規定が確認できなかっ

国の情報公開・個人情報保護事務における開示決定等に係【神戸市】 る審査請求については、行政機関情報公開法及び行政機関│○行政不服審査法は行政処分一般における不服申立ての一 個人情報保護法の規定により、行政不服審査法に規定する 逐条解説」(宇賀克也著)によれば、「一般的には、審査請求 人が開示を求める理由を問うことなく、当該行政文書の開示 が可能かを客観的に判断すれば足りるため、審理員が審理 るが、その場合には、情報公開・個人情報保護審査会が行う 能になること」に照らしたものであるとされている。

こうした情報公開・個人情報保護事務における開示決定等 り、合理的ではない。

このような制度上の不合理性を改善するためには、現行の 法の規定を改正するしかないと考えている。

ついては、国と同様の審理の簡素化・迅速化が図れるよう、 審査庁による審理手続を適用除外とするための法整備につい処分庁に対する質問権が認められたことにより、質問権を行 て御検討いただきたい。

なお、「条例の規定次第で、法第2章第3節に定める審理手 続と同等の手続的権利が保障されないおそれも否定できず」 という点については、法整備を行うことで解消できるものであ り、貴省の懸念は当たらないと考える。

|般法であるが、情報公開・個人情報保護審査会等(以下「審 審理手続が適用除外されている。これは、「新・情報公開法の |査会」という。)による審理手続は、長年の実績もあり、条例に おいて手続を定めるという1点をもって、審査請求人の手続的 権利の保障されないものではない。また、国において法が適 用除外としていることとの均衡からも、審査会が実質的審理を 行うにもかかわらず、それに至る手続が、国と地方公共団体と で手続が大きく異なることは、審査請求人の混乱を招く一因で もあり、望ましいものではない。

> ○条例に基づく処分について、審理員指名手続の適用除外を 設けているものの、多くの手続は、審理員を審査庁と読み替 えて行うべきこととされており、大きな負担の軽減とはなってい ない。従来、審査請求受理後、弁明書の作成を求めず、速や かに諮問し、審査会に対する主張書面を提出することにより、 迅速に審理が行えていたところ、法改正により、弁明書の提 出が義務化されたことにより、むしろ、審査庁における弁明 書・反論書のやり取りのため、時間が費やされている。

> ○従来は、実質的審理を行う審査会の場で口頭意見陳述が 行われ、審査庁に対し口頭意見陳述を求められるケースはな かったが、法の改正により審査庁が行う口頭意見陳述の場で 使するためだけに審査庁に対し口頭意見陳述の申立てをする ケースがあり、審査庁が行う他の事務に加え、その負担は増 加している。

○「条例の規定次第で、法第2章第3節に定める審理手続と 同等の手続的権利が保障されないおそれ」については、以下 の案のように、条例で手続を定めた場合には法における同様 の手続に代えることができるような制度設計にすれば、手続 的権利を保障しつつ、屋上屋を重ねるような二重の手続を行 うことはなくなる。(条例において、審査会が口頭意見陳述を 不要と認めた場合には行わない旨規定している場合は、審査 | 庁が法に基づき行うことが義務付けられるような制度とす

## 【第9条改正案(項追加)】

|5 第1項ただし書の特別の定めがある場合において、当該地 |方公共団体の条例に地方自治法第138条の4第3項に規定す る機関が第3節に規定する審理手続と同様の手続を行うこと と定められているときは、第3項の規定にかかわらず、第3節 に規定する審理手続に代えて、当該条例で定める手続により 行うことができる。

# 【栃木県】

法第9条ただし書により、条例に基づく処分について、条例 で審理員を指名しない規定を設けた場合、審査庁では実質的 な審理は行わないこととなる。このような状況で口頭意見陳述 を行っても、形式的なもの以上の効果は期待できない。

条例により情報公開・個人情報保護審査会等において口頭 意見陳述の手続を保障している場合については、審査庁にお ける口頭意見陳述を含む手続について、適用除外規定を設け る法改正を行うことが適当である。

## 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

管理	! 団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号		(事項名)	水のの旧画の大杯町で	六仲町な人件事例	関係府省庁	団体名	支障事例
10		査員の選考基		員を、原則として民間人(登録調査員や地元町内会から 推薦された住民)の中から市町村が選考している。		仙市郡き市ひ市市市市南市三井市伊わ市福市、水ち所市野福ル山市、八市市、島市、八市市山県い河市か市富市市ス市春牧市南島、山県い河市か市富市市ス市春牧市南島が、わ、、津、、日、、あ根	○職員を調査員として動員する場合でも、100人余りの税務関係職員を除外すると、対象者が少なくなり、従事者の選出に支障が生じている。 ○登録調査員の高齢化が進んでいる中、調査員の負担が増大するとともに、オンライン調査の推進に高齢化した調査員がなじめず、その確保を難しくしている現状にある。 ○市報・掲示板等で公募しているが、高齢化が進んでいること、60歳代以上の方の就業率が高くなっていること等、一般公募で調査員を確保するのは非常に困難である。 ○本市においても、登録調査員の数が年々減少しており、調査員確保に苦慮している。特に国勢調査においては従来より市職員を動員して調査にあたっているが、一般調査員の減少、市職員の多忙化、職員数削減等により、市職員による調査員確保にも苦慮している。 ○本市では、国勢調査実施時に、元税務関係職員も調査員として従事しているが、税務調査に利用される等との苦情を受けたことはなく、税務関係職員を除外することにより、調査員の確保が一層難しくなっている。平成27年国勢調査においては、調査員確保に苦慮し、一般公募も実施したところであるが、調査員の力量のバラつきは否めず、指導員や統計担当職員の事務負担増となった。 ○大都市統計協議会から国に対して要望しているところである。 ○当市においては、平成27年調査でも一般公募や自治会推薦を行った上で生じた100名以上の不足を職員で充てねばならず、事務職はもちろん消防職、保育職まで従事した。それでも足りず、1人当たりの担当調査区数を増やすことで充当した。税務関係課職員は約50人いたが、市町村事務要領で税務関係者は避けるように記載されているため従事しなかった。予備人員が確保できない今の状況が変わらなければ、正確な調査実施に支障が生じる可能
11	広島県	投票管理者及 び同職務代理	ず、選任要件を「当該選挙の選挙権を有する	務代理者(以下「投票管理者等」という。)は、「当該選挙 の選挙権を有する者」でなければならないと規定されてい	総務省	市八田市新県山市京市庫市倉町新九野市熊市、王原、潟、県、都、県、敷、居州市、本、山子市中市福市田府堺、生市高浜市、芦市宮形市、井、井、原、市神駒、松市、宮屋、崎市、綾町石市浜市大、戸市府市、筑若町八市、小瀬、川、松、阪兵 、中、北紫 、代	〇本市では、投票に関する事務の責任者である投票管理者等について、その職務の重要性及び専門性を考慮し、市職員を選任している。選挙に関する事務を委嘱された場合に忠実にそれを執行することが義務付けられている(公職選挙法第273条) 市職員には、選挙事務に係る経験やノウハウの豊富な蓄積があり、投票事務の適正かつ公平な管理執行のためには、投票管理者等にも市職員を選任することが適当であるといえる。しかしながら、投票管理者等を選任するにあたっては、本市には85か所の投票所があり、その人員確保に苦慮している。とりわけ、現行法令のもとでは、市長及び市議会議員の選挙において、投票管理者等に市内在住の職員を選任する必要があるが、選挙の都度、200名近くを確保することは容易ではなく、結果として特定の職員への選任の固定化及び負担の増大化を招いている。一方、期日前投票においては適任者確保の観点から、投票管理者等の資格要件を「選挙権を有する者」とされているところであるが、このことによって、投票期日当日の投票と比較して、期日前投票において選挙事務執行上、特別の支障が生じているとは言えず、また、適任者確保の観点は期日前投票のみに必要なものではない。投票管理者等の資格要件を「選挙権を有する者」と緩和することは、より広い視点で適任者を確保することにもつながり、より一層の公平公正な選挙執行に資するものである。また、平成31年には統一地方選挙を控え、本市でも市議会議員選挙執行が予定されていることから、提案内容の早期実現を求める。なお、本提案内容については、平成28年度に全国市区選挙管理委員会連合会(全国774の市と特別区が加入)より、総務大臣等に要望している。へ本市においても、市内在住職員の数が減少しており、今までどおり投票管理者及び同職務代理者の確保が出来ない事が予想されている。 また、投票等移り選挙制度に関する十分な知識が必要であることから、住民の中から選任するのも難しく、自治会等の協力も得がたいため、法改正を要望する。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
ては、税の賦課徴収に直接関係する者は避けるよう市町村事 務要領で定めているところ。一方、留意事項で税務所管課の	村事務要領に規定されている「税の賦課徴収の事務に直接		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
から市町村の選挙管理委員会の選任した者」と規定されている。 これは、投票管理者は、選挙人の公益の代表として当該投	任できるよう要件緩和を求めるという本市の提案は、市の選挙(市長選・市議選)においては、市外に居住する市職員を選任できないことから、投票管理者等の選任に大変苦慮しているという実態を踏まえた上で提案したものである。 ついては、次回の統一地方選挙が平成31年度に差し迫っていることを踏まえ、当該選挙に間に合うよう、所要の法整備を	投票管理者等の職務である選挙人の公益代表として当該投票区の選挙事務を管理執行することは、「当該選挙の選挙権を有する者」という基準により担保されるものではなく、これを選任する各市町村の選挙管理委員会の権限及び責任において確保すべきものである。 平成31年執行予定の統一地方選挙においては、全国多くの	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

管理		提案事項	*** 7 H = 0 = 1 + 1 + 1		制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	景 団体名 -	(事項名)	求める措置の具体的内容	- 具体的な支障事例 	関係府省庁	団体名	支障事例
12	広島県市、広		を「各投票区における 選挙人名簿に登録され	区における選挙人名簿に登録された者」でなければならないと規定されているが、有権者数の少ない投票区においては、高齢化や就業環境の変化などにより投票立会人を選任することが困難な実態がある。 そこで、投票立会人を、「各投票区における選挙人名簿	総務省	市中市福市京市堺県岡市高島市市芦市宮、井、井、都、市、山、松市、、屋、崎綾町石市浜府大、神県府市、筑宮町八市瀬、川、松、阪兵戸、中、北紫若、代市新県山市京市庫市倉町宇九野市熊市、潟、県、都、 、敷、和州 、本、	〇当市においても投票立会人の選定には毎回苦労しているところであり、制度改正を希望する。「当該投票区の選挙人名簿に登録されていること」は、投票事務の公平を確保する公益代表という立会人の職責を果たすための必須要件ではないと考える。 〇当市においても、提案団体が青景にあり、一つは中心商店街が限事としている。提案団体と同様に高齢化と就業構造の変化が肯景にあり、一つは中心商店街が関係を目において、も間は当該商店街の投票区にあるが、住所は郊外の住宅といった自営業者が多く、投票立会人の選任要件が支障となり選任することができない。いわは、地方都市におけるミニドーナツ化現象とも言うべき事態が進展しており、選任に時間を要し大変苦慮した事がある。また、もう一つは限界集落的なる権者の数名の投票医が存在しており、投票会人の選任に時間を多した事がある。また、もう一つは限界集落的なる権者の数名の投票医が存在しており、投票会人の選任に下たが、当日急病になったため、代替の投票の主会人を依頼するのに時間がなく困ったこともある。現在の投票所の環境を考えると、期日前投票所同様に「当該選挙の選挙権を有する君」に選任要件を緩和されると効率的な選任が行えるようになる。 〇本市は山間部を有し、この地区においては、過疎化が進み有権者数が極少の投票区がいくつもある。そして、当該投票区は高齢化率が高、投票立会人の選任に苦慮している。 ②人口の都市部流入や高齢人口割合の著しい増加等により、選任可能な人材が著しく減少している投票区が多く、選挙執行自体に影響を与えかねない状況となっている。選任の幅を拡げ安定的な選挙執行を行う上で、投票立会人の選任医行われることを監視するに最も適当な立場にあるまが求められるとされており、このことを鑑みると、選任要件の緩和と並行し、投票の合うととが困難になっている。、投票区においては、「各投票区の選挙権を有する者に要件の緩和と並行し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するに選任するとが困難になっている。実際に投票立会人を選任できずに投票区を統合した事例もおることから、「当該選挙の選挙権を有する者に要件緩和を要望する 「当該投票区会員として選任するととが困難になっている。実際に投票立会人の選任に苦慮しているという声を聞いており、立会人の選任を構のしているという声を聞いており、立会人の選任に苦慮しているという声を聞いており、充会人の選任に苦虚しているという声を聞いており、現実の会員に関いており、投票立会人の選任に苦慮しているという、投票を表している。現在の地域コミュニティの状況においては、発票の自動を実現できるものとなっていない。と考えている。投票では最近な関学の公正が収害されると、が、投票に対していると、対策の場合は、投票のとの地は記述するととも、現在の地域コミュニティの状況においては、発票の自動がなく、かつ、と表に対しては、投票のは関すないでは、投票のは、投票のは、投票のは、投票のは、投票のは、投票のは、投票のは、投票の
13	島県	利用した公金	電子マネーを利用した 公金の納付が可能であ ることについて、法令で 明確化することを求め る。	る方法以外では、証紙、口座振替、クレジットカード等によることとされている。		県、船橋市、 兵庫県、南あ わじ市、山口	○全国的に電子マネーが普及していることから、公共団体においても決裁手段の一つとして整備されていくことで市民の利便性の向上、収納率の向上が期待できる。 ○電子マネーによる納付が公金の支払方法の一つとして明確となれば、コンビニエンスストアなど公金の収納と電子マネーの扱いを同時に行っている場所での公金の納付がより一層進み、市民の利便性の向上が図られるとともに、収納率の向上も期待できると考えられる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
月9日東京高裁判決でも、「当該区域内の選挙人は、自己の区域内における事情に通暁し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するに最も適当な立場にある者」であるとの考えが示されている。 投票立会人については、基本的にこの考えに基づくべきものと考えるが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」においても、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対処を検討していく。	する者」の中から選任できるよう要件緩和を求めるという本市の提案は、有権者数の少ない投票区においては、高齢化や就業環境の変化などにより投票立会人を選任することが困難な実態があるということを踏まえた上で提案したものである。ついては、次回の統一地方選挙が平成31年度に差し迫っていることを踏まえ、当該選挙に間に合うよう、所要の法整備を早急にお願いしたい。		提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
が交付・付与する証票などの物や番号等を提示・通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合に承認することができる。電子マネーを利用した公金の収納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。	たので、その旨を地方公共団体に対して通知していただきたい。 なお、クレジットカードによる市税等の納付においては、指定 代理納付者に納入義務者の歳入を納付させることの申出や		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっ ているが、文書により十分な周知を行うこと。

管理番号	型 団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	7	(事項名)		3311 23 3321 7 7 7	関係府省庁	団体名	支障事例
14	富山市【重点19】	等に関する法律(墓埋法)の	について、現行の通知 では火葬場の経営主 体は地方公共団体と 宗教法人、公益法民間 に限られるとし、民間 業者が経営主体とと にる。 一方近年はPFI手者 いる。 一方以民間事業者加 大薬場の経営にれる。 での通知自体が古い	近い将来高い確率で予想されている大規模地震が発生	厚生労働省	三条市	〇火葬場の設置・運営については、法の趣旨から自治体が行っている。特に施設の管理運営については、民間に委託や指定管理者制度を導入しており多大な経費が必要となる。当市においても指定管理者制度を導入しているが、財政負担が大きいことから民間事業者の参入について、通知の見直し等を求める。
15	富山市【重点19】	策がう、は、よ連にないにという。 は、は、は、よ連協では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	住民サービスの安定的な提供のため、下水道事業等の広域化を推進している。 火葬場の設置・運営・で水道の広域化にで水道事業の広域ででは、 下水道事業の広域府と同様として火葬場の広域府 で核として火葬場のなりでが、 でででは、 でででは、 ででででは、 でででででいる。 でででは、 ででででいる。 ででででいる。 ででででいる。 ででいる。 ででででいる。 ででいる。 ででででは、 ででいる。 ででい。 ででい	自治体は限られた財源で火葬場を整備・運営し、使用料も安価にせざるを得ず、おのずと維持管理や利用者へのサービスは必要なものだけになる。 高齢化と人口減少から財政事情が悪化する自治体にとっては、火葬場を維持することすら負担となり、更新は重い課題となる。このような課題の解決方法として、広域		市	〇広域化への協議の場として協議会制度を位置づけること、国の技術的、財政的な支援を積極的に行うことは必要と考える。 ○協議会の設置により、広域的な連携議論が進むことになり、行政運営の合理化が期待できる。 なお、各自治体の施設の更新時期が異なるため、国の強い指導がなければ進まないと思われる。 ○火葬場の運営基盤強化の方策としては、まずは広域化(15の要望)やPFI、建設・維持等に対する補助金制度等を国に求めるなどを検討すべきと考えており、各市町村の求めに応じて、広域化に向けた協議会等の検討の場を設けることは賛同できる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
墓地、埋葬等に関する法律においては、火葬は火葬場以外の場所で行ってはならないとされていること、日本における火葬率は99%であることなどを踏まえれば、我が国においては、火葬場は国民が一生のうちでほぼ必ず利用する施設っちり、また、国民の宗教的感情に密接に関連するものであることから、このような火葬場を経営する事業は、高度の公益性を有しているといえる。このため、誰もが火葬場を利用できるよう、その管理、運営が営利目的のためにゆがめられるなどして利用者の保護の知ら支障が生じることがないようにするとともに、健全かつ安定的な運営を永続させる観点から、火葬場の経営主体にしいまったり、営業者が採算や収益の悪化などで、火葬場の経営から安易に撤退したりするような状況が生じて、火葬場の経営から安易に撤退したりするような状況が生じて、火葬場の経営から安易に撤退したりするような状況が生じて、火葬場の経営から安易に撤退したりするような状況がまとて、火葬場の経営から安易に撤退したりするような大況がまとて、火葬場の経営からながまた。このようなことを踏まえ、火葬場の経営主体については、重営利性及び永続性の観点をされているところである。このようなことを踏まえ、火葬場の経営主体については、非営利性及び永続性の観点とされているところである。今回の提案については、従来の経営主体だけではなく、民間事業者による経営を認めるよう求めるものであることから、火葬場の経営主体として相当でないと考える。	ら経営主体には非営利性・永続性が求められていること、そのようなことから火葬場の経営主体を地方自治体等に限るとする現行の通知の趣旨については本市も理解しているところである。  〇一方で、民間事業者が経営主体である火葬場が運営されている地域もあり、貴省が危惧するような法の目的が果たせない実態にあるとは必ずしもいえないと考えられる。  〇また火葬場には高度の公益性を求めているにもかかわらず、建設や維持管理に財政支援措置がない中で地方自治体は施設整備をしてきた。高齢化や人口減少が進行していく今後においては、公共だけで施設を運営していくことよりは、民		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会を設けることは、墓地、埋葬等に関する法律においては何ら制限されておらず、各地方自治体の判断により協議会を設けることは現在でも可能である。 なお、火葬場の設置・運営の広域化については、既に広域化に取り組んでいる都道府県、市町村等の例を参照することで、推進していただけると考えている。	○現行法においては、広域的な連携に向けた協議会を設けることに制限がないというよりは、そもそも広域化は想定されていないととらえるほうがより実態に近いと考えられる。 ○今後の火葬場の抱える課題に対応する方法のひとつとして広域化の推進が挙げられ、それを法に明確に盛り込むことによって、広域化を促す実効性が担保されることになる。 ○もちろん既に広域化に取り組んでいる他自治体の例を参照することでも広域化は推進されるものであるが、法改正により広域化をすすめる上での選択肢が増えることにつながるものと考える。		【全国知事会】 協議会制度を法律上位置付けるに当たっては、地方分権推 進計画を踏まえて、国が法令により個別の行政分野毎に協議 会等の設置を義務付けることは、地方公共団体における総合 的な政策決定を損なうおそれがあることから、義務付けとなら ないよう、その方法について十分検討すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

管	理団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番	'万	(事項名)			関係府省庁	団体名	支障事例
166		地方公共では、おは、おは、おは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	地方公共付付金額の では、	路と鉄道の平面交差は認められているが、運輸局側からは、鉄道の運行本数に関わらず、踏切の存在そのものに事故危険性等の不安を感じていること及び、「踏切道の拡幅に係る指針」において踏切道の統廃合を推進していることから、法に明記されているものではないが、踏切を新設する際には、別の箇所の踏切除却を求められている。 道路整備に伴い新規に踏切を設置する場合、鉄道事業者との協議のほか、踏切の除却箇所の選定・地元住民との調整(合意書)が必要となり、事業実施までに相当期間を要する(浜松市においては、計画策定から踏切除却の合意に至るまで約10年要した)。	国土交通省	市、廿日市市、愛媛県、松浦市	○交通安全対策の中で踏切改良が必要な箇所は存在しているが、提案にある同様な理由で事業が進んでいない。少数利用者の踏切であっても既に地域に根ざした踏切となっており、改良条件に伴う廃止は合意形成を図るうえで非常にハードルが高い条件となっている。 ○路切道の拡幅については、踏切の統廃合が前提とされているため、本市においても、容易に進まない状況があり、運用の見直しの必要性はあると認識している。 ○当市における鉄道も運行回数が少ないものの、道路整備における新たな鉄道との平面交差については、別の箇所の除却を要し、調整に不測の時間を要するなど同様の事例があることから、同様の措置を求めたい。 ○過去に、都計道の整備及び区画整理事業により踏切道の統廃合が進められてきた。今後、踏切を拡幅する際に、期の個所の踏切除却を求められても、困難であるため、柔軟に対応されたい。 ○路切の拡幅においては、既存踏切の利用実態や地域内道路の位置付け等から、除却できる踏切が無いため、協議・調整が進まず、踏切道の安全対策等に支障が生じている。 ○県道改良で2車拡幅する際に、「踏切拡幅指針」に基づき、鉄道事業者と協議を行い、県内のいずれかの踏切を対象に除却を求められるが、地域の合意を得られない。とがほとんどである。この場合、除却の代替策として、「踏切拡幅指針」、(2)①」での鉄道事業者側による"踏切道拡幅"安全性低下"との解釈により、県内全ての踏切を対象に安全性が低下しないよう、拡幅する場路踏切以外の踏切に対し、4種踏切の1種化、連門を設置の造りから、障害物検知装置の追加設置を最低限として、いずれかの対応を求められている。本県においても都市部に比べると、鉄道の運行回数は少なく、鉄道事業者側による「踏切拡幅指針」の解釈"踏切拡幅"安全性低下"とは一概には言えない場合もあると思われ、本提案のとおり、地域の実態から都市部とは異なる運用等、地域の実情に応じ個別判断できる指針の運用に見直し願いたい。
17		理施設の設置 者における特 例の対象とな	に処理させることができないが、有害物をは不言物をは不言物をは不言物をは不可いてきな廃棄物をはまる。 産業廃棄物をはまる。 での他は、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	本市では、無許可で収集され破砕されたブラウン管ガラス(約860t)について、一般廃棄物として行政代執行により処分を計画している。この破砕ガラスには特別管理産業廃棄物の基準値である0.3mg/Iを超える鉛が含有しており、これを安全に処理するため、廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号に定める「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に基づき管理型処分場への埋立処分ができない廃棄物」の基準を準用した処理を予定している。		静岡県、兵庫県	〇行政代執行を妨げる要因となっており、県は対応策を市と一緒になって検討している。行政代執行による廃棄物の処分については、早急な支障の除去や財政的負担の軽減を妨げる要因がそれぞれに異なることから、地域の実情に応じ柔軟な対応ができるようにしていただきたい。

	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
定則が合事の〇てあ〇は割にの切なのろ〇考討〇でを踏いめ、、、業新 柔る 、削、にのこ例で え中 は推切るのの地者設し軟。一平減地つ数と外あこ方でな、進を。 3 体外形と等に 方成す域いをでおるのをあお「し新と	交差としなければならないとされているところであるとして、道路の交通量・鉄道の運転回数が少ない場上やむを得ない場合等について、道路管理者と鉄道の協議が整うことで、立体交差としないこと(踏切道等)も可能とされている。がって、踏切道新設時の既設踏切道の統廃合について対応することは、現行の制度の下においても可能でで、第10次交通安全基本計画(閣議決定)においては32年までに踏切事故件数を平成27年と比較して約1十る目標を設けるとともに、国民の安全確保を目的は民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるもで、踏切道の統廃合を促進しているところである。踏長減らしていくことは、交通安全の確保上、非常に重要あるが、こうした踏切数削減の取組がともすると上記見定の適用を困難にしている可能性が認められるとこの、現在、鉄道局において、踏切道新設に際してのき明確化し、現場の判断がしやすいようにすることを検	の事例を踏まえて、迅速な道路整備が可能となるよう、必ず既存の踏切除却を求めるのではなく、鉄道の運行回数や自動車の通行量等、地域の実態を勘案し、現場が柔軟に判断できるよう早期に対応願いたい。	回答では、「踏切道の新設に際して、考え方を明確化し、現場の判断がしやすいようにすることを検討中である」とあるが、 共同提案での支障事例にのように、既設踏切道の拡幅の際にも支障が生じている。 回答にある通り、既存の踏切道には、「踏切道の拡幅に係る 指針」が適用され、他の踏切の除却又は代替策として安全対	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「対応することは、現行の制度の 下においても可能」となっているが、十分な周知を行うこと。
管無のもれは造れそのるの処た例で態鉛庭促すこいこし本得設処理害があて、及設の手者性理、措処等を用進るうてとた件しに理の化施りい一び置上続が状す廃置理に含機法法だはか施にておするできま。最終語でを、をる棄のさ応む器又律に、ら設ついいる	まれず、環境影響が生じるおそれがあり、施設そのも と周辺の生活環境保全上の支障を生じさせるおそれ す。こうしたことから、その設置について許可制が採さ す。また、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物施設 廃棄物及び産業廃棄物の特性により、求められる 疾棄物及び産業廃棄物の特性により、求められるぞ 疾棄物及び産業廃棄物の特性により、求められるぞ 特可が必要となっています。 で、廃棄無難に関する基準等に違いがあるため、それぞ 中可が必要となっています。 を経て産業廃棄物処理施設の設置産業内として、既に所て様 を経て産業廃棄物処理をその処理はとして、既にして が必理といる手続の特別定していて、 も場合における手続の特例措置を規定していて、 の場合における手続の特別において、 の場合においてものを が必要と業廃棄物として、産業を が必要となる主にしてしてもれば、 の対象となる主にの性状を有するものを において前によるに の下で回収・リサイクルする仕組みが既にあります。 という特性上、生活環境等への影響が既らされる が必要な手続を経て一般廃棄物施設設置される いという特性上、生活環境等への影響が既らされる が必要な手続を経て一般廃棄物施設設置される いのます。	者は、全国でも数社しかなく、運搬費も含めた処理コストが高額となる現状がございます。 特定家庭用機器再商品化法に基づく処理につきましては、	に処理を行う特殊な事情によることから、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16の指定にガラスの追加などの特段の配慮をお願いしたい。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっ ているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を 行うべきである。

管	理団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番	号	(事項名)		XIII I DOZIT I DI	関係府省庁	団体名	支障事例
18	松戸市	条の11に基づ く税務署の調	納処分に必要となるため、国民健康保険料についても地方税と同様に市町村が税務署に対して、地方税法資料の関覧又は提供その他の協力を求めた場合において、協力に応じるものとする通知等をするよう求める。	国民健康保険料の滞納処分に関しての調査のため、地方税法第20条の11により、税務署に対して、関係書類の閲覧協力を求めると、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」(平成9年3月21日)(国税庁長官・自治事務次官)の対象とされていないことを理由に、税務署から協力を拒まれた事例がある。地方税法第20条の11の協力要請に応じるか否かは税務署が行政目的を阻害するおそれがあるかどうかについて案件ごとに判断すべきであって、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」の対象とされていないことをもって、協力に応じないことは適当とはいえない。税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。	省、厚生労働省	市、川崎市、 神戸市、鳥取 県、玉野市、	○本市においては、同様の支障事例はないが、今後同様の事例が生じた場合には、提案市と同じく、徴収事務に支障がでるため。また、税務署ではないが、他の自治体の税部門へ照会した際にも、公課(国民健康保険料)であることを理由に協力要請を拒否されたことがあり、必要な情報が収集できず、滞納整理事務への支障が生じる事例があった。○国民健康保険料の滞納処分に関しての調査のため、国税徴収法第146条の2により、他市に対して、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供を求めたところ、地方税法第22条を理由として、本人の同意書がなければ協力を拒まれた事例がある。他市の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。○国民健康保険料に係る滞納処分についても、その法的根拠は国民健康保険税と同様、地方税法に準じているところであり、また、安定的な国民健康保険制度の運営に向けては、確実な保険料(税)の収納が必要不可欠なことから、滞納整理の円滑な遂行のために、保険料と保険税による区別なく、税務署においては協力に応じていただきたく、その一助として国から通知等を発出することは必要であると認識している。○本市においても、税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。
19		達支援セン ターにおける	センターにおける従業 員及び員数の基準について、主として重症心身障害児を通わせていない事業所においても、事業所の判断で看護師を配置した場合に、基準で定められて			瀬市、出雲市、大分県	○平成32年度末までに児童発達支援センターを市町村又は圏域に少なくとも1か所以上の設置が求められている中、本市でも設置に向けて検討している。今後、市の療育、保育、教育の現状と課題に照らし、本市の児童発達支援センターの適正な規模や機能を考えるに際し、本作のような基準緩和は必要と考える。また、昨今、医療的ケア児の人数が増加している状況から、主として重症心身障がい児を通わせる福祉型児童発達支援センターでなくても、看護師を配置すれば、医療的ケア対象児のみならず、医療的ケア対象外の児童にも適切な支援が提供できるものと考える。 ○福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準が緩和され、看護師も従業員数に含めることになれば、同中ンターでの医療的ケア児の受け入れも進むと思われる。特に当県内には医療型児童発達支援センターがないため、基準の緩和を求める。 ○本市では、児童発達支援センターの設置を平成31年12月開設に向けて進めている。様々な障害や医療的ケアが必要な児童がセンター参利用することが想定されるため、個々の状態に応じた支援が可能となる智熱した看護師が求められる従業員に含めることができない。まとして重症心身障害児が通うセンター以外では看護師が求められる従業員で含めることができない。主として重症心身障害児を通わせていない事業所においても、事業所の判断で看護師を配置した場合に、基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含むことが可能となれば、様々な障害を持つ児童や医療的ケアが必要な児童がより安心してセンターを利用することができるようになる。 ○福祉型児童発達支援センターに看護師を配置したいが、従業員数に含めることができないため、配置ができていない。看護師を配置することで、他の従業員が安心して子どもの支援ができるようになり、医療ケア児の受入れが可能となる。

	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
同位 矛利目で 音川馬でして シ夫気おと	は、対象となる被保険者に関する資料の収集のため、金融機関や税情報を保有する税務署をはじめとした官公署に協力を放頼することがある。しかしながら、税務署の職員には、税法により一般の国家公務員よりも重い守秘義務が課されていることから、個々の納税者に関する情報は慎重に取り扱うことが求められており、税間的以外の目的で他の行政機関に提供することは困難である。なお、所得税等については、税務署から市町村の税務所管部局に対して情報提供されていると想定されるため、国税徴収法第146条の2(※)の規定に基づき、市町村の税務所管部局に対して照会することで確認することが考えられるほか、各市町村において同一滞納者に対して一体的な対応を進めていてとで、滞納処分を円滑に進めることができると考えられる。  《国民健康保険料については、国民健康保険法79条の2の規定において地方自治法231条の3第3項に規定する「法律できめる普通地方公共団体の歳入」とされており、当該規定に	照)、国民健康保険税と国民健康保険料とのそれぞれの滞納 処分のための調査に差異はないと考える。国民健康保険税 の場合は、法令に基づいて滞納処分のための調査をした際、 税務署等から情報提供される。そうであるならば、国民健 康保険料についても、同様に税務署に対して資料の閲覧又は 提供その他の協力を求めることができる、と考えている。仮に 国税通則法第127条が定める守秘義務により、国民健康保険 料のための情報提供が困難とするならば、国民健康保険税に ついては、守秘義務の範囲外として情報提供できる実質的な 理由は何か。また、一部の管轄によっては国民健康保険料で も情報提供に応じる税務署もあるところ、このような税務署に	税務署から市町村の税務所管部局に対して提供されている情報の範囲は限定されている。例えば、同情報の範囲では、ある滞納者が事業収入や不動産収入を得ていることは判明するが、滞納処分に必要な具体的情報である取引先事業者名及び所在地や、不動産の貸付先の名称及び所在地は不明である。そのため、滞納整理業務を円滑に遂行するには、確定申告書をはじめとする税務情報を閲覧することが不可欠である。 なお、正当な法令上の根拠のある照会に対して回答をする場合には、税務署職員に課せられた守秘義務の違反にはあたらないと考えられる。また、国民健康保険料の徴収職員は、地方税法上の徴税吏員の事務に相当する事務を行うもので	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
社	社型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通っせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下同じ。)の人員基準は、児童に対する支援を適切に行うという観点から、児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数に基づくものとしている(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準昭和23年厚生省令第63号))。また、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、賃護職員の配置を評価する加算を創設し、医療的ケアが必要は障害児の支援の充実を図る等、既に一定の対応を行っている。	① 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所以外でも、看護師の配置が適当と考えられる場合(※)は多くあり、そのような場合において、児童指導員、保育士及び看護師のいずれも人材確保が困難である中、看護師のみを置くべき員数に含めることができないことは合理的ではないと考える。 ※ 看護師の配置が適当と考える場合・・てんかんの発作や熱性けいれん等が起きた場合、常勤看護師の配置が的確な対応できるような看護師の確保は、当市のような小規模自治体では特に難しく、また、当該児鬼することは、まず不可能である。一方で、小規模自治体であることを理由に、保護者に対してび経済的負担等を考えると、医療的ケアを要する児童と保護者に対しる経済的負担等を考えると、医療的ケアを要する児童と保護者にとっては非常に大きな負担であり、適当ではない。これらを踏まえると、主として重症心身障害児を通わせる事業所であるか否かにかかわらず、当市の場合は、看護師の配置に係る加算の創設は、看護師の配置に係る財政的負担の軽減には資するものである一方、人材確なの困難さるという子育て支援の視点からは、当市をはじめ地方部のなり、と原的ケアが必要な児童とその家族を身近な地域での指定児童発達支援事業所が抱える支障の解消には繋がらない。 ③ 当市としてはあくまで、有資格者の確保が特に困難な地方部の実情を踏まえた、員数基準自体の合理化を求めさせていただきたい。		【全国知事会】 福祉型児童発達支援センターの利用者は増大している一方で、福祉人材の確保が困難となっており、多くの市町村から福祉型児童発達支援センターの安定的な運営及びサービス量の確保についての基準に起因する支障が出されている。「従うべき基準」とされている。「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、「参酌すべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

管理 番号 団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
田石	(争块石)			渕斌が11	団体名	支障事例
型	扱い	一(カ)において代理人によいて代理人による個人番号記載で代理人の住民票の交前は理人に対して、 では、近世のでは、 では、では、 では、では、 では、 では、 では、 では、	者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。	情報保護委 員会、総務省	市ひ市桶市市区川市福見市市八林市庄町宇後町宮、た、川、、、崎、井市、、尾市、原、和市、崎らち高市袖江清市三市、春枚市、伊市徳島、大市河な崎、ケ戸瀬、条、浜日方、東丹、島市芦村市か市柏浦川市平市多松井市富大市府市、屋市、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	とができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。 マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。 しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。 法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。 直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。

## 【内閣府】

まずは住民基本台帳制度を所管する総務省において検討 いただくものと考えている。

# 【個人情報保護委員会、総務省】

個人番号については、番号利用法第15条及び第19条にお ハて、特定個人情報の提供の求めの制限や提供の制限等の 規定が設けられていること等から、個人番号が記載された書 所、氏名、生年月日が記載されているが、取り扱いに差異が 類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが重 生じている。 要である。

付した場合には、成りすまし等により本人の知らないところで「同様ではないだろうか。 個人番号が取得される恐れがある。また、法定代理人の場合 | 個人番号記載の住民票が、通知カード及び個人番号カードの には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付す|代替措置として位置づけられているのであれば、同様の取り るよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査 が煩雑になり、困難である。

よって、個人番号を記載した住民票の写し等の交付につい ては、住民票の写し等が様々な場面で住民の居住関係を公 一の世帯に属する者以外の代理人に対して直接交付すること|付することを検討していただきたい。 は行わず、請求者本人の住所宛てに郵便等により送付するこ」直接交付に際しては、代理権の有無の確認が困難との懸念 とが適当である。

番号利用法第15条及び第19条の規定については重々承知 しているところである。通知カード及び個人番号カードの交付 等に関する事務処理要領2-(1)-イ-(エ)-Bによれば、返戻さ れた通知カードの受け取りにおいて、条件を満たせば代理人 でも受け取ることが可能となっている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

個人番号記載の住民票と通知カードはどちらも個人番号、住

|成りすまし等により本人の知らないところで個人番号が取得さ|基づく代理権によって行うことができる。よって、法定代理人からの個 仮に代理人に個人番号を記載した住民票の写し等を直接交口れる恐れがあるとの理由は、通知カードの受け取りに関しても一人番号を記載した住民票の写し等の請求は、本人の意思による請求で

> 扱いとすべきであるし、できないのであればその理由を明確にスクをかえって高めるのではないかと危惧される。そのため、法定代理 説明していただきたい。

法定代理人と任意代理人で取り扱いを分けることが困難とい うことであれば、必要最小限の範囲ということも考慮し、民法8 よる個人番号漏えいのリスクが想定されるため、これまで通り本人に郵 証するものであることや、先述した個人番号の性格に鑑み、同 60条の2、同条の3で規定されている後見人に対して直接交 便等により送付する取扱のままで問題ないと考える。

> が想定されるが、対象を成年後見人に限定すれば、代理権に 関する疑義は生じ得ない。

### 【伊丹市】

平素より法定代理人と任意代理人の区別に関しては審査を行ってお り、困難とは考えられない。高齢者も増加するので、最低限「成年後見 人」には直接交付すべきである

【東大阪市】 法定代理人の場合は直接交付し、任意代理人の場合には郵便等によ

り本人に送付するよう取扱を分けるべきと考える。 法定代理人は、個人番号利用事務の手続きや住民票等の交付申請を 含む、法律行為について、本人の信任に基づく代理権ではなく、法律に はないため、法定代理人に直接交付することを許容せず本人に郵送す る取扱について、窓口で合理的に説明することが難しい。また、成年被 後見人等については、郵便等の受け取りが不安視される事例が多く、 そのような場合、本人に郵便等で送付することが、個人番号漏えいのり 人の場合は直接交付することが適当と考える。

その一方で、ご回答にある通り、任意代理人の場合は成りすまし等に

また、法定代理人と任意代理人で取扱を分ける事で市町村における代 理権の審査が煩雑になるとのご回答をいただいているが、そもそも市 町村の窓口では、個人番号の記載有無に関らず、代理人に住民票の 写し等の交付を行う際は、法定代理人であるのか任意代理人であるの かを判断した上で、それぞれの場合に応じた方法で代理権の確認を 行っている。したがって、法定代理人の場合と任意代理人の場合で交 付の方法を分けることが市町村における代理権の審査を煩雑にするも のではないと考える。

#### 【平塚市】

本提案は、特に成年被後見人について、成年後見人に個人番号記 載の住民票を直接交付できるよう制度の改正を求めるものです。

今回示された総務省の回答では、「個人番号が記載された書類の提 供については、必要最小限の範囲で実施することが重要である」とする 一方で、「成年後見人への直接交付ではなく、本人(成年被後見人)に 郵便等で送付すること」としています。

しかし、回答に示された成年被後見人への郵便等での送付では、本 人による紛失等の危険性が増し、再度交付申請が必要となる可能性 があるなど、回答の主旨に反する結果となり得るリスクが高いものと考 えます。

また、「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には 郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理 権の審査が煩雑になり、困難である。」との回答については、登記事項 |証明書と運転免許証等を法定代理人(成年後見人)の本人確認資料と することで、代理権は容易に確認できるため、審査の煩雑化にはつな がらないと考えます。

#### 【筑後市】

法定代理人(親権者、後見人)については、その者自身が請求者本人 の住民票をもって、諸手続き(居住を別にする親権者による児童手当 の手続き、後見人による被後見人の年金手続き等)を行う権限を持ち 得ているため、請求者本人の住民票を取得する必要がある。特に後見 人に関しては、被後見人の住所地に送付することにより、住民票の紛 失が懸念されるため、法定代理人については、窓口交付とすることを |求めたい。代理権の審査について、住民基本台帳法第12条の3に基づ き、請求を明らかにする書類を提示又は提出(後見人に関しては、後見 登記等の登記事項証明書の原本及び免許証等による本人確認、親権 者に関しては、戸籍での続柄確認及び免許証等による本人確認)を求 めるなどし、現在も確認を行っているため、窓口交付になるということで 煩雑になるものではない。

# 【柏市】

法定代理人や任意代理人に該当するかの審査は、マイナンバー入り の住民票交付に係らず行っている業務であり、提案どおりの運用は可 能かと思います。

# 【江戸川区】

「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等 により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審 査が煩雑になり、困難である。」との見解について、市区町村窓口にお いては、通常の住所異動届出及び各種証明書発行申請時において、 任意代理人及び法定代理人からの申請を受け付けており、代理権の 審査についても日常的に実施している。このため、「代理権の審査が煩 雑になり、困難である」との理由は適当ではない。

また、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要 領」では、市区町村に返戻された通知カードを交付するにあたり、法定 |代理人への直接交付を認めている(第2-2-(1)-イ-(エ)-B)。個人 番号記載の住民票の交付においても、同様に法定代理人への直接交 付を認めるべきと考える。

## 【山形市】

任意代理人と法定代理人では住民票の写し請求時の疎明資料が異な |るため、取り扱いを分けることは可能と考える。

#### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番写		(事項名)			関係府省庁	団体名	支障事例
21	豊田市【重点4】	全育成事業の 基礎資格に係 る実務経験 (総勤務時間 数)の見直し	事業の設備及び運営 に関する基準(平成26 年厚生労働省令第63 号)の第10条第3項 3号及び第9号におれて、義務付けられている2年以上の実務 が2年以上かつ時間2,000時間2,000時間とされていることに即とされている。 大地域の実情に即して に割り、	員であり、週3日程度の勤務が一般的である。また、放課後児童クラブの開設時間は授業終了後から午後6時30分までであり、1日の勤務時間は3時間30分程度となっている。2,000時間程度の勤務を行うには、4年程度かかり、2年以上とする条件との乖離が大きいため、2年以上の実務経験として必要な総勤務数については、地域の実情に即して自治体の裁量で判断できるように明確化していただきたい。		山県市、西宮市、高知県、松浦市	○放課後児童クラブには2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要とされているため、交代要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件の緩和ができれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代要員等人員の確保が容易になる。 ○本市の放課後児童クラブで勤務する補助員は非常勤職員であり、週3日程度の勤務が一般的である。また、放課後児童クラブの開設時間は授業終了後から午後6時30分までであり、1日の勤務時間は3時間30分程度となっている。2、000時間程度の勤務を行うには、4年程度かかり、2年以上とする条件との乖離が大きいため、2年以上の実務経験として必要な総勤務数については、地域の実情に即して自治体の裁量で判断できるように明確化していただきたい。 【積算根拠】 一般的な補助員の勤務日数(週3日)に基づき積算3、5時間(1日の勤務時間)×3日(1週間の勤務日数)×50週間=525時間(1年間の勤務時間)525時間×2年=1、050時間(2年間の勤務時間)○本市では指定管理者制度による管理運営を行っているが、支援員の確保には各指定管理者も苦慮しており、支援員なる要件が緩和されれば、待機児童対策につながる。○資格を持っていない者が2,000時間の実務を達成するには、フルタイムで勤務しても2年を過ぎることが多く、有資格者の人数確保に困難を感じている。○児童数の減少に反し、放課後児童クラブの受け入れは増加傾向にあり、支援員の確保はクラブ運営の存続に関わる大きな問題であり、当市においても該当者は少なくなく、受験資格要件にかかる時間の縮減を望む。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
2,000時間」については、「「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の留意事項について」(平成	東しており、県が実施する支援員認定資格研修において、 2,000時間の実務経験がなければ受講が認められないのが現 状である。 そのため、地域の実情に応じた総勤務時間数を自治体の裁 量で設定できるように通知等で改めて明確にしていただきた		【全国知事会】 省令で定められている2年以上の実務経験を「従うべき基準」 としていることで地方自治体では支障が生じている。「従うべき 基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであ り、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきも のとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、 参酌すべき基準等へ移行すべきである。 こうした省令で定められている「従うべき基準」に加えて、省令 によらずに通知でさらに具体的な基準を示すことは義務付け・ 枠付けの根拠を不明瞭とするものであり、また、事業者にとっ ては省令や条例で規制されるべきであるのに通知等で不明確 に規制されることとなることから、不適切である。 なお、2000時間は目安との見解を示しているが、「2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2000時間程度あること」との表現は 2年という要件とは別に新たに基準を付加していると考えるの が通常であるので、仮にそうでないのであれば明確に周知す べきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を 求める。

管理	団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	 	制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	5	(事項名)		X((1) 0 X(1+1))	関係府省庁	団体名	支障事例
23	島国会	律」に基づく、 指定難病の医 療費助成に係	「難病のに対する。 とのでは、 はいのでは、			県群県新県静市名都県熊市、馬川市福県受古市、本、福川市福県受古、高県大島、崎、井、知市愛知、分県千市石県浜県、媛県熊県、東、川、松、京 、本	○経案のとおり経済活動を見入気の内容が発動かっ大量であるため、鉄市直蓋の産産機関において、もその作成等の負担し大きい。  さって、資本の内容は支援である。  「原本の日本の経済では、「原本の日本の経済である。  「原本の日本の経済では、「原本の日本の経済である。  「原本の日本の経済である。  「原本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
法律(平成26年法律第50号)に基づき、良質かつ適切な医療を提供することを目的としており、その具体的な施策の一つとして調査研究を推進している。 難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠であることから、臨床調査個人票を毎年提出いただくこととしている。そのため、御指摘の臨床調査個人票の提出を複数年に一度とすることは困難である。また、臨床調査個人票の内容については、上記の目的に照らし、難病に関する研究に資するものであるか、特定医療費の支給認定事務において必要であるかといった観点を勘案し作成しているものであり、こうした趣旨に支障を来すことのないよう、研究者等の意見を踏まえつつ、実施の可否も含め必要な	多くの患者にとって意義の大きいことであることに異論はありません。しかしながら、現行の臨床調査個人票は、毎年1回全ての難病患者に提出を求める内容としては、あまりにも研究目的の要素が濃く、行政が担う特定医療費の支給認定に必要な事務量を遙かに超えている上、医療機関、行政さらには患者の負担が極めて大きい状況です。こうした実態を十分に踏まえ、法の趣旨を損なわずに実施可能な形になるよう、早急な改善を求めます。 なお、"研究者等の意見"を踏まえた軽微な変更を繰り返すことや、OCR読み取り上様式改正がされずに別紙の新旧対照表で項目を確認して対応するという現在のやり方では、現場	臨床調査個人票の内容については、更新申請の場合は、基本的に診断基準は満たしているため、様式を「重症度分類」に関する事項を中心としたものに簡素化することを検討していただきたい。 【宮城県】「難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠である」ことは必要であることは理解するが、臨床調査個人票では「病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えありません。(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限ります。)」とさ	【全国知事会】 臨床調査個人票の簡素化にあたっては、症状が固定化しない 疾病については対象外とするなど、疾病の病状に応じた適正 な事務執行を確保したうえで、事務負担を軽減する方法を検 討するべきである。

管理	団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	 	制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	III III III III III III III III III II	(事項名)	West of the second seco	六年がる人件手が	関係府省庁	団体名	支障事例
24	由布市		の交付開始時期を繰り 上げることができるよう	選挙の投票所入場券は、公職選挙法施行令第31条第1項の規定により、選挙の期日の公示又は告示以降で基づき投票所入場券を発送すると、郵送には数日を要するため、期日前投票が始まった後に選挙人のもとに到着することになる。選挙人の中には、投票所入場券がなければ投票できないといった認識の方もおり、公示(告示)日に入場券を発送したにもかかわらず、「投票所入場券がまだ届かないから期目前投票ができない。」といった表別に表別できない。当時間を要するため、事務局の負担の増加につながる。なお、郵便局に配達日を公示(告示)日に指定して依頼をしたとしても、一日に配布できる軒数が限られているため、当日に届かない選挙人が必ず発生し、解決にはつながらない。以上のことから、自治体の規模や郵送環境等を考慮し、選挙管理委員会の判断で、公示(告示)の2~3日程度前次交付が可能となるよう規制緩和を求める。	総務省	区岐市野市倉野町大市日市豊杵市市日町宮、阜、洲、敷市、分、田、後築、、出、崎綾市島市生市、熊市中市臼高市豊姫町玖市瀬、田、駒、芦本、津、杵田、後島、珠市山市八市筑屋市別市佐市市宇大村九町、県、幡、紫 、府、伯、、佐野、重、	〇当市においても市内全ての選挙人へ交付が完了するまで3日前後期間を要している。特に市長選や市議選では告示日が日曜日ということもあり、告示日に配達が行われず、また、告示日から選挙期日までの日数が短いため、問い合わせや苦情が非常に多く寄せられ対応に苦慮している。入場券が届かないことから期日前期間の後半に選挙人が集中することもあり、投票所の混雑にもつながっている。選挙人の投票環境を向上させるため、制度改正の必要があると考える。 〇期日前投票の利用率が高くなってきており、投票の例外であるはずが、その認識がなくなってきている。それに伴い、提案市の事例のように、期日前投票が始まるまでに入場券が届かない事がおかしいとの声が非常に多いため、法改正を要望する。 〇本市でも、告示日の翌日から期日前投票所を開設しているが、入場券が届いていない期間は選挙人からの電話での問い合わせがあり、その他の選挙事務に支障が生じる場合がある。 〇本市では、入場券を全域に配り終えるのには、告示日(公示日)から2日~3日間の期間を要している。たいかに、期日前投票開始後数日間は、選挙人から入場券が届かない等の苦情・問合せ等があるが、入場券がなくても投票できる旨を下率に説明し、納得していただいている。 国政選挙や都道府県選挙は、選挙期間が比較的長いため、それ程、支障事例であるとは認識していない。しかし、市長選挙・市議会議員選挙においては、選挙期間が短い上、告示日が日曜日であるため、告示日の翌日から配布開始することも多く、苦情・問い合わせ等の件数も国政選挙の際とは比較にならない位多く、業務の支障となっている。 〇投票するには入場券が必要と考えている有権者が多いため、公示(告示)日以降に発送すると、期日前投票が始まっているのに入場券が届かず投票できない」自の苦情が多数寄せられ、対応に人手を取られ、選挙事務に影響がある。そのため、当区では投票所入場券の機能を持たせた、交付日に制限のない「選挙のお知らせ」を作成し公示(告示)日前に発送しているが、公選法に詳しい区民から、投票所入場券の公示(告示)日前発送は違反ではないかとの苦情を受けることがある。有権者の利便性や選挙事務の円滑な運営のためにも改正が必要である。
26		総合確保基金 (医療分)の交 付要綱等の早	たうえで、地域医療 療医療 (大) に係る事業スケ (大) に係る事業の (大) に係る事業の (大) に係る事業の (大) に係る事業の (大) に係る事業の (大) にの (大)	月下旬から国による都道府県のヒアリングを経て、8月に 都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。 〇これら要綱等は、基金事業の対象や基金事業を実施 する場合の条件等を規定するものであり、基金を活用した補助事業を実施する事業者とっては必要不可欠なもの である。交付要綱等の発出が遅れることにより、十分な事 業期間の確保ができず、年度当初からの事業実施に二 の足を踏むケースがあり、事業目的の達成が困難とな る。		川県、新潟県、静川県、静川県、静川県、静川県、南川県、南川県、南川県・田川県・田川県・田川県・田川県・田川県・田川県・田川県・田川県・田川県・新潟県・田川県・西川県・西川県・西川県・西川県・西川県・西川県・西川県・西川県・西川県・西	○地域医療介護総合確保基金を活用した事業を実施することを考えると、交付要綱等の早期発出が望ましく、提案の内容を支持する。 ○同様の支障があるとして、当県を含め、各種要望をとらえ、同様の趣旨を要望している。 (例①(全国資生部長会 平成30年2月重点要望・平成30年5月要望)地域医療介護総合確保基金の財源である交付金の配分に当たっては、早期内示による円滑な実施はもとより、・・・・ 例②(全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会 平成30年7月頃要望予定)都道府県計画については、都道府県の当初予算に事業費を反映できるよう策定スケジュール等を見直すとともに、・・・) 【参考】平成28年度における提案で、京都府等から「地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュールに関する要望がなされ、「年度当初より、速やかに内示ができるよう努める。」旨回答がなされている。(実態としては、回答のとおりには全くなっていない。) ○補助事業の実施にあたっては、原則、指令前着手は認められないことから、国の内示や交付要綱の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、各医療機関における事業計画へ影響が生じ、ひいては地域の医療提供体制整備に遅れが生じるもの。 ○当該事項については本県においても同様の支障が生じているところです。事業期間の確保とのため、交付要綱等発出のスケジュール見直しは必要と考えます。 ○地域医療介護総合確保基金(医療分)については、3月下旬から国による都道府県のヒアリングを経て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等発出している。 交付要綱等の発出が遅れることにより、事業の早期着手及び十分な事業期間の確保に支障が生じている。地域医療介護総合確保基金の制度は、地域医療介護総合確保法に基づく恒久的な制度であり、会計年度独立の原則に基づいた適正な処理が可能な制度とする必要があることから、交付要綱等の早期発出及び配分額の早期確定が必要である。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
条第1項において、選挙期日の公示又は告示の日以後、できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するよう努めなければならないと規定されている。 投票所入場券の交付開始時期を繰り上げた場合には、選挙時登録後の選挙人名簿に基づかず投票所入場券の交付を開始するおそれが生ずることから、当該選挙人名簿に登録される選挙人に対する交付漏れや当該選挙人名簿に登録されなかった者に対する交付誤りなどが生じるおそれがあるが、こういった点への対応を含め、御提案の内容に関する可否を検討していきたい。	手している。告示(公示)日より数日前には、いったん郵送できる状態にしておき、死亡等により抹消された者の分を引き抜いて郵送する方法を採用している。公示(告示)日前に郵送となれば、死亡者や、登録される予定であったが登録前の転出等により登録されなかった者の投票所入場券を引き抜けなくなることが、各府省の回答欄にある「当該選挙人名簿に登録されなかった者に対する交付誤りが生じるおそれ」であると考えら		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、期日前投票制度の国民への周知等を図ること。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
年度以降都道府県は原則として当該交付要綱に基づき交付申請等を行うこととなる(年度ごとに交付要綱は発出しない)。また、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の改正通知及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成〇〇年度の取扱いに関する留意事項通知」は年度当初に発出可能である。	期に発出されることにより、当該年度の実施要領や事業例の確認が早まり、事前準備が行えるようになったことで、支障の改善につながった。 「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の改正通知及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及	基金事業の円滑な実施を図るため、左記に記載の改正通知 及び留意事項通知について、年度当初での発出を要望する。 また、早期の基金内示を要望する。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を 求める。

-					T			
1	管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
							団体名	支障事例
	29 1		サービスを地 方公共団体の 職員が職務上 利用する場合	を地方公共団体の職員 が職務上利用する場合 の登記手数料及び協 会手数料の支払いに 係る義務付けの廃止を	現行制度では、登記事項証明書等の公用請求が手では、登記事項証明書等第19条)のに対共団体の職員によい、登記書数料令第19条)のに対共団体の職員による職務上の利用であっても指定法人を介して表別には大きの支払及び指定法人への協によるのであり、は利用がよいであり、いずれも公益性を帯びるものであり、というの場合には指定法人を介すとはいての場合には指定法人を介すとはいての場合には指定法人を介すとはいての場合には指定法人を介すとはいての場合には指定法人を介すとはいての場合には指定法人を介すとはいての場合には方公人を介すとはいての場合には方に協力関係にあることを踏まえると、本いも団体の職員が職務上の一ビスを地方公共協会を記書を求める。【制度改正の必要性】地方公共選択することが、登記情報提供サービスの利用をより向上等を図ること。【具体的な支障事例】登記を打破を簡別の支払いに係る義務が生じるに選択が出る。(具体的な選択を抑制する選の方により、結果としての場別となる選択を抑制する選別を抑制を変しており、結果としての場別を削削を変しており、は、表記によるを簡別の対応に苦慮者のとき、地方公共関節になるにともあり、対応に苦慮者なら問題になるによる、特等による、特等によるを表記情報の確認が利用する場合には帰せられた。「制度改定者を記情報の確認が利用する場合には帰せられた。」、対応に苦慮者なときる場合には帰せられた。「制度改定されない。		市ひ市平原市胎県島市八市広市大県別市臼見市市宇大市姫町玖市、た、塚市、内、田、尾、島、村、府、杵市、、佐野、島、珠滝ち蓮市、三市浜市城市倉県高市大市日市、豊杵市市国村九町沢な田、新条、松、陽、敷、松、分、田、竹後築、、東、重、市か市小潟市岐市豊市芦市徳市大市中市津田高市豊由市日町宮、、、田、阜、田、屋、島、分、津、久 田、後布、出、崎	○提案団体所在県内市町村と同様、登記事項証明書等の公用請求は、手数料の観点から登記情報提供サービスを介きず、申請書により直接公用請求若しくは郵便申請を行っている現状である。申請言かから時間的ロス及び事務的経費の削減、固定資産税課税情報の迅速な確認や、建設関係課等においては事業計画の策定や用地補償の当市ではある。また、窓口では固定資産税の終税義務者又はその相続人から資産の登記変更手続に関する相談を受けることがあり、登記情報の迅速な入手は相談対応の円分化に有効と考えられる。〇固定資産税に係る納税者(市民など)からの間い合わせのあった際、登記情報の認定は急を要する場合、登記付議提供サービスを利用すると手数料が発生し、当市の支出が増え、市の財政を圧迫している。当市では、法務局の統合により、最寄の法務局が遺距離になったことで、登記事項証明書等の公用請求を子の場合、適常業務の時間が割かれ、また燃料費もからみ、通常業務の質の低下及び市の支出が増大している。当市では、法務局の統合により、最高の法務局が遺距離になったことで、登記事項証明書等の公用請求を子の際、通常業務の質の低下及び市の支出が増大している。当市では、法務局の統合により、最多の法務局が遺距離になったことで、登記事項証明書等の公用請求を子の総、通常業務の質の低下及び市の支出が増大している。 ○産業基準法の道路に係る住民等からの照会等に対応するため、土地・建物の登記情報を早急に調査する必要性が生だった。登記事項証明書等の公用請求を行う機会が多く、今後は空き支対策に関する所有る確認業務も増加するため、登記情報の調査件数は増えていくと見込んでいる。現在は調査の必要性が生じる度に法務局へ登記事項証明書等の公用請求に赴くため、事務の効率性の観点からも問題がある。の所有権を報金部書の公開請求に赴くため、事務の効率性の観点からも問題がある。の所有権教を登記等の情報を登記市がから、相続登記未子の相続分から「○月までに相続登記を行う」宣述へられた案件について、当該時期に登記をしたしたの否がを郵送による公用照金で確認し、当該物件の登記を積入から相続資産情報を連減しければならず、時間と手間がかかる。相続登記未了と確認と、当該物件の登記を名義人から相続資産情報を担まないければならず、時間と手間がかかる。相続登記未了と確認と、当該物件の登記の重視を確認としたいていてはいずれかの市町村へのみの通知したったの種とおおまでは、また、大量の機本情報を把議すいたり、表記を開始を確認といるときを制めのの通知しな行う義務が課さられているだが違にあっての主なを制物の登記に対すなきまでしているが違の表にしているであって、また、対しなの通知に対しているといる、表記を通行では、表記を通行であって、表記を通行であって、表記を通行であって、表記を記述するといて、表記を通行であって、表記を記述するといて、表記を示述するといて、表記を記述するといて、表記を記述するといて、表記を記述するといて、表記を記述するといて、表記を記述するといて、表記を記述するといて、表記を記述するといて、表記を記述するといて、表記を記述するといて、表記を記述するといて、表記を記述するといて、表記をいて、表記を記述するといて、表記をいて、表記をいて、表記をいて、表記をいて、表記をいて、表記をいて、表記をいていているといいでは、表記をいていているといといていていていまれていているといていていていていていていていているといいていていていていていていて

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 (平成30年6月15日閣議決定)に基づくデジタルファースト法 案及び当該法案の実現に必要な行政機関間の情報連携のシステム整備の内容に応じてニーズが変化し得ることから、実現の可否要否を含めて、これらの動向を踏まえる必要がある。	「登記情報提供サービス」は、オンラインシステムがすでに構築済みであることから、各自治体が積極的にサービスを利用するために支障となるのは、登記手数料の支払及び指定法人への協会手数料の支払義務の部分のみであると考えている。しかし、いただいた回答では、無料化について今後どう検討されるのか、実現の時期はいつになるのか、などについて具体的な説明がない。 多数の自治体が支障案件として早急な解消を求めている中、今後の方向性を明確に示してもらいたい。	地方団体では、現在事務に支障がでているので、検討中の計画等の動向とは関係なく、求める措置を実行すべきである。また、法務局の支局、出張所の統廃合により支障がでていることを鑑みれば早急に対応すべきである。なお、地方団体の実	【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を

管理	団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	 	制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	(事項名)	No. OHE ON PROPERTY 10	六年176人件手//	関係府省庁	団体名	支障事例
31	奈川県	住民票情報の	ける番号制度の導入を 月だライン(平成25年8 月総務省作成)(以いう。)」において示さいで、 所では、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	連携によって得られる情報の対象外となっており、このことを補うために、ガイドラインで、 ①住基ネット端末によって「申請者との同一住所検索」を	情報保護委員会、総務省	戸な子市、ホーツを入れたのでは、から、一大のでは、一は、一大のでは、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は	○具体的な支障事例にあるように、申請者の世帯構成を調べるため住基ネットを使用した場合で仮に全く業務に関係のない人についても情報照会したとすると、当該全く業務に関係のない人からの開示請求に備え、なぜ住基ネットを使用して情報照会したのか理由をたどることができる状態にする必要があり、かえって事務が増えている。 ○情報提供ネットワークの「住民基本台帳関係情報」として世帯主のマイナンバーを追加し同一世帯を抽出可能とするなど、情報提供ネットワーク内で世帯関係照会を完結できる仕組みを構築し、不要な情報照会をなくすとともに、マイナンバー制度自体の精度を向上させる必要があると考える。 ○申請を受けてから照会をかけるまでに多くの手間と時間がかかり、マイナンバー制度の目的である行政事務の効率化、住民の利便性向上が図られていないだけでなく、逆に非効率となっている。 必要に応じて、法制し整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。 また、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。) ※個人情報の適剰利用のおそれや、個人情報保護法違反の可能性も回避できる。 ○マイナンバー利申事務において、対象者のマイナンバー(個人番号)を基に住民基本台帳ネットワークシステムにて同一住所検索を実施することは、同一住所ではあるが別世帯である住民の特定個人情報までも取り扱うこととなり、事務に関係のない住民の特定個人情報を取り扱うこととなるため、特定個人情報をでも取り扱うこととなり、事務に関係のない住民の特定個人情報を取り扱うこととなるため、特定個人情報を検索する恐れがあり、また、この場合、申請者の行政手続の状況を第三者(隣人)が推測し得る状況となる。 ○マイナンバーを用いて申請する各種手続きのうち、世帯構成の確認が必要な手続きにおいて、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索する恐れがあり、また、この場合、申請者の行政手続の状況を第三者(隣人)が推測し得る状況となる。 ○マオナンバーを出ていて申請する各種手続きのうち、世帯構成の確認が必要な手続きたおいていない。終務省が示す事務手続き方法においては、最終的に情報が取得できる新たな仕組みが必要と考える。 ○グガイドラインに示されている事務フローについては、提案団体の指摘できる新たな仕組みが必要と考える。このことから、情報提供やアレーでいては、提案団体の懸念する課題が克服されるだけでなく、事務手続きの更なる簡素化に繋がると考えられる。 現行事務フローの正当性について法制上の整理を行うことはもとより、提定団体の懸念する課題が克服されるだけでなく、事務手続きの更なる簡素化に繋がると考えられる。 現行事務プローでない人物に対して、情報照会を行った場合、誤って照会した履歴がマイナポータル上に機を関いたい対象と同一でない人物に対して、情報照金を行うことはもより、新たな仕組み・フローの構築について積極的な検討を要望したい。 ○位は表に表している。  「は、ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない
32		動車運送事業 の輸送実績報 告等受理事務 の国から都道 府県への移譲	道事業実績報告書の代表書の代表書のにより事業実績報告書のにおります。 これのにはいます。 これのにはいます。 これのにはいます。 これのにはいます。 これのにはいます。 これのには、 これのには、 これのには、 これのには、 これのには、 これのには、 これのは、 これのは	鉄道事業等報告規則第2条により、鉄道事業者は事業報告書及び鉄道事業実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長にそれぞれ一通提出しなければならないとされている。同様に、旅客自動車運送事業等報告規則第二条により、一般乗合旅客自動車運送事業者は事業報告書及び輸送実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長、運輸監理部長若しくはされている。 【支障事例】 地域公共交通施策において、地方公共団体が担う役割・責務が交通政策基本法第9条で示されている一方、地方公共団体は鉄道事業者やバス事業者が国へ報告がどの程度赤字なのか、どの程度輸送人員があるかなど、地域交通の実態が把握できないため、需要喚起策を講路の維持等に必要な施策を進めることができない。		新潟、筑市、岡市、岡市、田市、田市、田市、田市、田市、田市、田市、田市、田市、田市、田市、田市、田市	○バス事業者に対し、利用人数などのデータを求めているが、提供していただけない状況である。制度改正されれば、上記などのデータも得られ、交通政策にも寄与すると思うが、バス事業者の理由としては、経営の部分で明らかにされたくないところもあるようなので、その部分では一定の配慮が必要と思われる。○鉄道事業において路線維持のための地域自治体やまちづくりとの連携が求められているものの、乗降実績等の情報が開示されないため実情把握や目標設定が立て難い。○当県においても、特に、バスに係る情報について、地域の実態を把握するため、国に対して情報提供を求めたが、提供を断られた事例があった。同一県内においても都市部や農村部等各地域によって動向が異なることが想定されるため、地方自治体が地域公共で通に係る施策を実施するにあたり、実態を把握するために必要な情報が得られるような仕組みを構築されたい。○県を経由する必要はないが、情報を提供してもらいたい。○朝を経由する必要はないが、情報を提供してもらいたい。○都道府県のみならず、市町村においても同様の支障がある。バス事業者からの路線廃止の表明は直前にしか行われず、廃止日までの短い期間に地域住民や関係者の理解を得ることは難しい状況である。バス事業者から路線廃止の表明がされてから対策を講じるのでは、地域住民や関係者との調整が難航することが予想されることから、事前に路線ごとの経営状況を把握し対策の検討を行う時間を確保するためにも、国が市町村に対して輸送実績報告書等の開示ができるよう制度改正を求める。○多くの地方自治体においては、少子高齢化及び都市部への人口流出により人口減少が喫緊の課題となっている。この人口減少がもたらす影響に対応するため、限られた情報のなかで、公共交通網の維持・健全化対策及びコンパクトな街形成に資する施策検討等を実施をしているが、公共交通の情報を得ることは、現状把握をするために極めて重要である。このため、情報を必要とする地方公共団体が情報提供を受けることができるような枠組みの構築をお願いしたい。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
さくものと考えている。個人情報保護委員会、総務省】 のガイドラインにおいては、申請書に書かれた世帯の内容を 経認する方法として、①「住基ネットを活用して同一住所の者 を検索して同一世帯である可能性のある者を抽出」し、②「その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通 た情報連携により同一世帯者を絞り込むこと」による方法を にしている。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係 経済をの改正等は必要ないもの。 ② 住基ネットを活用して同一住所者を検索することについて でイナンバー法第14条第2項においては、個人番号利用事務と には、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定 には、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定 により、機構に対し機構保存本人確認情報…の提供を求め」 のことができるとされており、申請者本人と同一住所ではある が同一世帯ではない方について、マイナンバーを地方公共団 体情報システム機構に照会を行うことも、情報連携を行う事務 の一環として、給付の適正な支給のために行われたものであると解される。 ② 住基ネットで検出された同一住所の者を情報照会すること ことができると解される。	タルでのやりとり履歴の確認や情報提供等記録の開示請求により、申請者本人だけでなく、同じシェアハウスに居住する他者も、自身が申請していない難病の特定医療費の認定申請の手続で自身の情報が照会されたことを知ることとなる。その情報から、同じシェアハウス内の誰が難病の特定医療費の認定申請をしたかを推測することは可能であり、こういった機微な情報まで推測しうることは、申請者本人に多大な不利益を及ぼす可能性がある。仮に、ガイドラインに示された手法が、マイナンバー制度に係る現行法令の個々の規定で見れば問題ないのだとしても、以上のとおり個人情報保護上の問題があると考えられ、有識者からも同様のご指摘があったところである。また、他団体から示された支障事例にもあるとおり、ガイドラインに示された手法は上記①から③のような、他の情報を照会する場合には必要のない作業まで行わせるものであり、業務の効率化を阻害するものでもある。そのため、申請者本人に不利益を及ぼさず、かつマイナンバー制度の本旨である行政事務の効率化に資する新たな情	ついては、事務処理に必要な範囲で許容されるとの国の見解であるので、そのように取り扱うこととする。 なお、従来の紙による住民票の記載情報を得るために、住 基ネット及び情報提供ネットワークによる情報照会の両方の	示されていることから、情報漏洩や不正利用に対する国民
信有しない都道府県を経由して事業者から事業報告書等を提出させることは、不適当と考えられる。また、複数の地方公共団体に跨がる事業者の場合、現行では一の地方運輸局に対して事業報告書等を提出すれば足りものの、仮に、地方公共団体が求めた場合に当該地方公共団体を経由して提出させると、事業者は、希望する複数の地方公共団体に事業報告書等を提出しなければならず、自体を経由して提出させると、事業者は、希望する複数の地方公共団体がら国土交通省には、同一の事業報告書等が複数の地方公共団体から国土交通省に追出されることとなり、事務が煩雑化するため、これらの点からもい。一般である。他方、今回の提案の本旨は、「地域の交通網の維持・健全に必要な施策を行うため、実績情報を入手すること」と解される。地域公共交通施策のために必要な情報を入手する記述がある。地域公共交通施策のために必要な情報を入手する記述がである。地域公共交通施策のために必要な情報を入手する観点からは、交通政策基本法第10条第2項「交通関連事業者なび交通施設管理者は、基本理念にのつとり、その業務を行に当たっては、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供を努めるものとする」の規定に基づき、事業者との調整の上、これを適切に運用することにより、幅広い情報の提供を受けることが可能である。	がら、当県においても鋭意、事業者に対して情報提供に向けた調整を行っているものの、そもそも県内の事業者数が多い上に、経営情報の提供に応じて頂けない事業者が多く、現状では、努力義務にとどまる限り、提供を受けることは事実上困難と言わざるを得ず、悩ましい現状の中で本提案を行っているものである。本県提案に対する所管省庁の御見解の中で、事業報告書等の提出について、都道府県を経由する仕組みとするとといるもの対対応関係にあること、監督権限の所在と事業報告書業の負担が増大すること、監督権限の所在と事業のと書業の負担が増大すること、監督権限の執行の目的のための信に制度上、自治体の経由が困難であるとすれば、所管省「事業報告書」等の行政官庁の監督権限の執行の目的のための情報とは別に、国及び地方公共団体が連携して取り組むべき地域公共交通政策の政策目的の達成の観点から、必要となる事業者の経営に関する実績情報等について共有る仕組みを構築していただきたい。このような仕組みを構築することは、交通政策基本法第9条、第12条、地域公共交通活性化・再生法第4条に定められている国、地方公共団体の責務や役割分担等の法の趣旨・	提案団体の意見を十分に尊重されたい。もしくは、交通政策基本法第10条第2項の基本理念を事業者に周知いただきたい。 【岡山県】 所管省からの回答が「現行制度により適切に対応すべき」となっているが、提案団体では現に支障が生じているため、交通政策基本法に基づいて提案団体が求める情報を地方公共団体に提供するよう、交通関連事業者等に通知をするか、事業報告書等の内容を地方公共団体へ国からきちんと提供すべきである。	交通事業者の状況等、地域交通に関する情報の把握は、した調整権能の強化に資するものである。 このため、提案団体の提案に沿って、調整権能の強化が図れるよう検討を進めるべき。

管	理団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番	号	(事項名)		XII #30211 7 #3	関係府省庁	団体名	支障事例
333	九 重点 1 ]	保 育 措 見 に し に に に に に に に に に に に に に	園に置かな対象をは、 は、 ない保育教教すると、 ない保育をは、 ないのというでは、 ないのというでは、 ないのとをない。 ないでは、 ないののののでは、 でいる。 ないのののでは、 でいる。 ないのののでは、 でいる。 ないのののでは、 でいる。 ないののでは、 ないのののでは、 ないののでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないののでは、 ないのでは、 はいのでは、 ないのではいいのでは、 ないのでは、 はいのではいいのでは、 はい	教諭免許と保育士の両方の資格を有する者を置かなければならないと定められている。これらの資格のうち、幼稚園教諭免許は更新制度が導入されていることから保育教諭として勤務継続するためには10年に1度の免許更新をしなければならない。しかし、本町の公立こども園に勤務している保育教諭の中には、その免許を更新しない意向の者が少なからずいる。 免許更新をしない主な理由は、保育需要の高まりを受けて、保育教諭がさらに必要となる中、保育現場では十分な余剰人員がいなく、免許更新に費やす時間が確保で	科学省、厚生 労働省	市川市豊市大市神山市松市佐市豊宇大市日町知、崎、田、阪、戸市、浦、伯、後佐野、出、事船市山市草市兵市、徳市大市竹高市市姫町九会橋、県、津、庫、玉島、分、田田、、島、州市須市田市八県和野県熊市臼市市豊由村玖地市須、東、東、東、、本、杵、、後布、珠方、坂、原、尾、歌、、本、杵、、後布、珠方	□現在多の保育士は幼稚園敷館会院を所持しているが、保育ニーズに高去りにより名間から、保育教館の不足により待機児童が 祭生する可能性が排除できない。 の設定ことも個に従事する場合の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を持っている の設定とが国に従事する場合の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を持っている を設定さいる中は地理しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転 特することを検討している。 本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是 才とも前向院と検討をしていただきたい。 の分模さの場合が多変な保育数値の交差的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。まと、当時において表す。 の対表のの資格の併有が多変な保育数値の交差的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、当前において表す。 未だ幼保運携型認定ことも個のの移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を 持有別間が延長をおよる必要性は高いと考えられる。 の現在移行所の個のほとととの保育教館は自然を表する。 の現在移行所の個のほとととの保育教館は同僚を取得みであるが、今後移行を促進するうえで、経過措置期間の延長が必要である。 の現在移行所の個のほとととの保育教館は可能を表する。 の現在移行所の個のほとととの保育教館は同僚を取得所のできないには、保育教館が少なからず存在 している。そのため、平成32年度以関は保育教館として助務ができず、いいては幼保連携型認定こども間での園兜 の受入教が派別・特機児童が設定するとか想えまから、またまが、実体取得からは年生までの5年間の股 の受入教が派別・特徴の支持が出ることが想定されており経過措置ののよりを表すまでは、日間面の のの最大が保育事業の指定が実施のたまの必要は複数が存成が十分にできない。 の企業主義型保育事業の対策等により、保育を場合の学性が困难となるから、体験にはいては、大国面上の の条件の保育事業のが基準等により、保育を保育の学が理像となる。 ・知識の表示を表することが困難となっており、幼稚園教館の終しては、特別相信の期間に全ての の場合ではおりか求人倍等が、513となっている規定でいているが、現状では、特別相信の期間に全ての のみ有する間の高まりを受けて、保育主権系と関いとなるとがないより、結構を関係の受けてもいる。 ののよるでははありかまたいと必要な場合にないては、最適措面別間除了後と見ることが困まな状況 が出た場合、熱がな場合の対象がないと表すまでいます。 コースの表がより、表が構造の関係を保育を使じまたが、保育主の事態の表が表に表することがの表述者 を見てはためかえたままままままままままままままままままままままままままままままままままま

各府省からの第1次回答 各	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。 同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。	出されていることからも、この問題は待機児童の解消及び 定こども園への移行に大きな影響を与えるものと考える。加 て保育業界及び教育業界関係機関・関係者等からも経過 置の延長を求める声が強く出されており、保育教育現場に って喫緊の課題である。 こ、内閣府子ども子育て支援会議の資料及び議事録から、 過措置を延長しなければ保育教諭不足から認定こども園の		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただき たい。

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
<b>番</b> 万		(事垻石 <i>)</i>			関係桁省厂	団体名	支障事例
34	東大阪市	サービス利用対象児童の拡大	育法第一条に規の 学校に通う児童の が、というできることが、 を受けることが、 できることが、 できることが、 できるでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので	専修学校3年生の児童の保護者より、希望の放課後等デイサービス事業所が見つかったので利用したいと4月に相談があったが、専修学校は学校教育法第一条に規定する学校ではないため利用できなかった。当該事業所は児童発達支援の指定は受けていなかったため、その後新たに児童発達支援の指定を受けている事業所を探して、改めて申請の指定を受けている事業所を探してあり、既に18歳にしていたため、結局は利用には至らなかった。このように本市では、専修学校に進学したために放課後等デイサービスを利用できず、児童発達とんどの利用に第一次を表している事例がある。中学校卒業後もほとんどのの見き続き放課百二十四条に規定する専があり、てしまうこととの場のみで築いてきた人間関係を全てリセットして新たとは、今ま築かねばならず、進学による環境の変いてもたり、進学による環境の変にに満れて、当該障害児に精神的負担を与えて出たして満り、を築かればならず、進学による環境の変に大変をかけて、当該障害児に精神的負担を与えて出た。こととなるに、放課後等デイサービスが必要に応じて満20歳まで延長できる年齢特例要件があるのに対し、児童発達支援は年齢に関する特例がないため、年度途中でサービス終了となる等利用者に負担を強いている。	厚生労働省	市、伊丹市、 出雲市、府中	○地域における課題 15歳以上の児童に対応可能な児童発達支援事業所が少ない。 ○放課後等デイサービスを利用していた児童が、中学校卒業後、専修学校に進学したため、放課後等デイサービスは利用できなくなり、児童発達支援のサービスに切り替えをした。利用していた事業所は、たまたま放課後等デイサービスと児童発達支援の両方の指定を受けていたため、事業所は変わらず利用できた。今年高校3年生になるこの児童は18歳になる6月末で、児童発達支援の利用が終了となる。長年利用することで安定していた生活リズムなどが変化するなど療育を受けられなななることでの影響を心配し、家族や支援者から継続して利用できないかとの相談があった。市としては、児童福祉法で、放課後等デイサービスの対象が学校教育法第一条に規定する学校とあるため、専修学校の生徒は利用できない。児童発達支援に切り替えても、年齢に関する特例がないため、誕生月までの利用になるとの説明をするしかない状況である。このように障害児の進学先等で放課後等デイサービスの利用ができないことについて、公正・公平に市民対応できるように改善していただきたい。○高等学校に進学しなかった(できなかった)障害児についても療育が必要であれば、放課後デイサービスの利用ができるよう児童福祉法の基準の総和を求める。○近年、特別児童社養手当受給者など、中等度の発達障がいの児童においても、専修学校における受け入れが増えているため、制度改正の必要性があるものと考える。○学校教教育法第一条に該当しない、インターナショナルスクールや、朝鮮学校等に在籍する学齢児に対して、放課後等デイサービス事業を利用できなかった事例あり。
35	名張市【重点16】	施設の所管に	所管について、現行の 関係法令では、教育委 員会の所管と規定され ていますが、条例によ り自治体ごとに各社会 教育施設の所管を決定 できるよう制度改正を 求めます。	平成29年3月「学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議」及び平成30年3月中央教育審議会諮問によれば、地域課題解決こそが社会教育において社会教育施設がある、とされています。 当市では、平成28年度に、「名張市公民館条例」を廃止し、「名張市市民センターを例」を施行しました。これは、市民センターで学んだ知識や技術を地域社会へ還元し、地域の課題解決を推進しようとするものです。また、コミーティビジネスなどを可能にすることで、地域活動やサークル活動の実践の場が広がり、更なる事業展開を図ろうとするものです。現行の社会教育法では、営利目的の事業が禁止され、活動の幅を狭めていたことから、市民センターへ移行することで、地域課題解決への環境が整うと判断したためです。 現在、地方自治法に基づく事務委任・補助執行により、首長部局の職員等に社会教育施設の運営を委ねることも一般念されます。	文部科学省	愛媛県	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
等を把握した上で、他制度との均衡等も踏まえて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正法施行(平成30年4月)後の3年後見直しや障害福祉サービス等報酬改定等の機会において検討してまいりたい。			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
公立社会教育施設の所管の弾力化については、平成26年、129年の地方分権改革に関する提案募集において、地方自治体から、博物館、図書館の所管の在り方について提案があり、検討事項とされ、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)において、公立博物館について「まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされた。それらを受けて、公立社会教育施設について、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が所管することを可能とすること等に関して、専門的な見地から検討を行うため、平成30年2月に中央教育審議会生涯学習分科会に「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ」を設置し、平成30年5月までに6回の会議を開催した。関係団体から表明された意見等も踏まえつつ、論点整理を行い、これを中央教育審議会生涯学習分科会に報告し、現在引き続き議論を行っているところであり、年内に結論を得る予定。	提案の実現に向けて、積極的な検討をお願いしたい。		【全国知事会】 博物館をはじめとする社会教育に関する事務など、様々な施 策と連動させることにより効果的・効率的に実施できる事務に ついて、各地方公共団体の判断により首長部局での実施を可 能とすること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

管	理号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
Œ	7		(事項句)				団体名	支障事例
36	下田田田田田本田木木木 C 電	市川三郷 町、早川	「区長」の任用	正地方公務員法第3条 第3項第3号に該当し、 引き続き、特別職の地 方公務員として任用す ることができるようマ ニュアルに明記する。	本町では各行政区の長(以下「区長」という。)は、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき、特別職の公務員として任用している。これは、行政実例(昭26年5月1日付けり、地自公発第179号福岡市長あて公務員課長回の地方公務員と考えるとされているところに由来する。しいる、平成32年4月施行予定の改正地方公務員法に関する特別では、区長は除かれることとなっている。これにより、区長、監督、とは、区長である「職務に専っては、区長の仕事は地域の必要な事項を町へ要望する等、基本的には町と地服がり、ただでさえなり手が少ない現状を悪化させるものと思われる。本町では、区長の仕事は地域住民の連絡調整が主となってなっており、前述のような服がり、ただでさえなり手が少ない現状を悪化させるものと思われる。加えて、人事評価制度が義務付けられるとのにといまが、ただでさえなり手が少ない現状を悪化させるものと思わまる。加えて、人事評価制度が義務付けられるとのには、として任用できるようない現状を悪い、に対して経済に対しては、として、といいては、といい、ただでさえなり、から、区長については、といいでは、といいいでは、といいでは、といいでは、といいでは、といいでは、といいでは、といいでは、といいでは、といいでは、といいでは、といいでは、といいでは、といいでは、といいでは、といいでは、といいでは、といいでは、といいでは、といいいは、といいでは、といいでは、といいいいは、といいいは、といいでは、といいでは、といいでは、といいいでは、といいでは、といいいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいは、といいは、といいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいいいいは、といいいいいは、といいいいは、といいいいは、といいいいいは、といいいいは、といいいは、といいいいは、といいいは、といいいは、といいいいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいいいは、といいいいいは、といいいいいいは、といいいいいいいい		市、桶川市、中井町、福井市、南九州市	○区長に限らず、新たに一般職の服務規定である「職務に専念する義務」、「政治的行為の制限」等が課されることに支障や抵抗がある職については、特別職として位置付けるか、これらの服務規定を適用除外とされることを検討しただきたい。 ○本市では、市政の円滑な運営を図るため、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき、市政協力員を非常勤特別職として委嘱している。しかし、平成32年4月施行予定の改正地方公務員法で、総務省が作成された「会計年度任用職員制度導入に向けた事務処理マニュアル」では、同条同項同号の職種が限定列挙されており、現状のまま施行されると市政協力員を非常勤特別職として任用することになるが、一般職の服務規程や人事評価制度などを市政協力員に課すことは、現実的に不可能だと考えられる。また、地方公務員法災害補償法第69条及び第70条の規定に基づいて制定している「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の適用外となり、公務上の災害が発生した場合の対応ができない。そのため、市政協力員を非常勤特別職として任用できるように改正を求める。 ○本市においても提案団体と同様、市と地区住民の連絡調整や回覧文書等の配布を主に職務とする「区長及び区長補助員」を設置しており、具体的な支障事例は提案団体による記載のとおりである。なお、総務省実施の「会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査」における「特別職非常勤職員として任用しようとするのが適当ではないが疑義が生じている職」として、「区長及び区長補助員」を回答したところである。○現在本市では非常勤特別職として、区長、区長代理を委嘱し、広報紙の配布や、回覧板の巡回のほか、市との連絡調整事務を行う報酬として、区長、区長代理を委嘱し、広報紙の配布や、回覧板の巡回のほか、市との連絡調整事務を行う報酬として、区長、区長代理を委嘱し、広報紙の配布や、回覧板の巡回のほか、市との連絡調整事務を行う報酬として、区長、区長代理を委嘱し、広報紙の配布や、回覧板の巡回のほか、市との連絡調整事務を行う報酬として、区景に関する条頼として、区景のであることも検討しているが、その場合自治会の収入となってしまうため、現認区長からの反対等が予想されている。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
きない。 (1)地方公務員法3条3項3号に規定する特別職について は、同号の本来の趣旨に限定するため、地方公務員法等一 部改正法(平成29年法律第29号)において、「専門的な知識経	ることは承知をしているが、行政実例(具体的な支障事例に記載。)において行政区長は、特別職の地方公務員と考えるとされているため、地方公務員法第3条第3項第3号に基づき特別職非常勤職員として任用している団体が多いと思われる。当町も含め、そのような運用をしている自治体が事務委託の方式に変更することとなると、自治体及び自治会間で締結した契約に基づくこととなるため、これまでの任用形式とは大きく異なることとなり、自治会が負担を感じるおそれがある。また、平成32年4月に改正地方公務員法が施行されるため、契約に要する期間を考慮すると、遅くとも平成31年中には各自治会等に説明し、理解を得たいところである。そのため、行政区長の任用に関し、新制度への円滑な移行ができるよう事務委託の方式があることも含め、既に事務委託を実施している自治体等を例に挙げていただき、事務処理マニュアル、通知等によりご教示願いたい。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。

管番	理団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
						団体名	支障事例
37	長岡	族に対する特別 用慰金の請求手続きにお	特別弔慰金の請求手 続きにおける請求書類 の記入項目の見直し等 による書類の簡素化に より、手続時の負担軽 滅を図るもの 【簡素化の案】	請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。  【参考】 第十回特別弔慰金の請求受付件数:3,199件	厚生	『市市市ひ市江浦県大市市八津市尼市鳥市山市高野市(大阪、、た、戸市、垣、、幡市、崎、取、口、知市、海い須石ち練川、新市春田市、門市伊県岡県防県、宮崎、わ賀岡な馬区新潟、日原、守真、丹、山、府、大崎山き川市か区、潟市浜井市泉口市西市出市山市筑村市(日本)、東京、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東	Libror State Control C

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
に対し国として弔慰を示す観点から特別弔慰金を支給するもの。 そのため、支給(裁定)事務においては、 ・戦没者との血縁関係の確認 ・支給対象者が多岐に渡り、かつ、その中で支給順位が明確に定められていることから、先順位者の有無の確認 ・生計関係の確認が必要となる場合はその確認等を行うことが重要となるため、関係する資料につき請求者から提出を受けているところ。 他方で、遺族の高齢化等を踏まえ、提案自治体がお示しのとおり、平成27年3月に参議院厚生労働委員会の附帯決議において、「特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、手続の簡素化に努める」こととされたところ。今回の特別弔慰金の請求期限が平成30年4月2日に到来	書類の見直しを含めた手続きの簡素化を可能な限り行っていただくようあらためて要望する。 特に、提案時に簡素化で多として提示した、一部記載欄の廃止や選択式への変更はぜひ実現されたい。また、回答の中で、「次回の特別・制整を支給事務が開始される平成32年度を目途に簡素機を育行い、改正値の様式で平成32年度の支給事務を開始できる時期までに一定の結論を得る予定」とあるが、次回の特別・根定を対していて前回からの改正内容を十分に理解する期間を確保する数明はを能なって前回からの改正内容を十分にできる記載欄等の検討に係る結論を得るようにしていただきたい。そのうえで、より具体的なスケジュールや、検討方法についての明示を手則にお願いしたい。併せて、その検討過程においては、請求受付窓口となる市町村の意見聴取ができるよう御配慮願いたい。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。 今回の提案も踏まえて書類記載欄等の必要性の精査を行うと 見解をいただいた。平成32年度を目処に早期のご検討をお 願いしたい。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
	00 / 20-	•	

管	理団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・		
番	号 四体石	(事項名)	水のる相直の具体的内容	共体的な文牌争例	関係府省庁	団体名	支障事例
38	京賀市県、徳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に	企業主導型保育事業は認可外保育施設であることから、市への法的手続きは事業開始後に開設届を提出するのみであり、事前に関与することが困難な制度設計となっていることから、「市町村・子ども子育て支援事業計画」において、保育の量の見込みがなく、定員割れの園が多数生じている区域においても地域枠定員を設定した企業主導型保育事業所が開設され、保育提供体制の供給過剰状態を助長する例が生じるなど、需要(自治体)と供給(事業者)のミスマッチが生じている。		田市、池田市、山口県、高松市	○既存の認可保育所等のすぐ近くに企業主導型保育事業所が建設された場合、市内に待機児童が発生しているものの、認可保育所等と企業主導型が近接している部分だけは空きが生じることも想定されるため、企業主導型保育事業所を開設する場合に「地域枠」を設ける場合には自治体へ事前に協議するようにすべきであると考える。○自治体が整備した地域に、地域枠定員を設定した企業主導型保育事業所が開設され、需要(自治体)と供給(事業者)のミスマッチが生じることがある。○「平成30年度企業主導型保育事業の募集について(児童育成協会)」においては、申請に当たっての注意事項が設けられ、地域枠を設定する場合、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談に行くことを促している。このことにより、当市にも申請に先立って相談に来る事業者がいるが、すべての事業者が事前相談に来ているかどうかは不明であるため、地域の保育供給量を的確に把握するため、事前相談の機会を設けることは望ましい。○現在でも協議とは言いながら、あくまでも助言であり、期待する効力は無いと思われる。また、事業計画は支給認定(2号、3号(0歳及び1、2歳別))で「確保の内容」を設定するものの、企業主導型保育事業については、年齢別の定員設定までは求められておらず、事業計画で「確保の内容」に含める場合に苦慮している。○制度上、市町は企業主導型の創設に関与できないため、供給過剰となる地域が生じる等支障がある。
39	石川県	助事業等に係 る財産処分承	得したけった。の一産方分でみのでは、「一大のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産について目的外使用を行う場合、地方整備局長等に対して財産処分承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。 一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件下で行う財産処分については、地方整備局長あて財産処分報告書の提出をもって承認があったものとみなされる。(包括承認)			〇本市においては、平成29年度の豪雪を受け、排雪場の確保は非常に重要であると考えており、今後の大雪に備え、あらかじめ多数の排雪場を確保することとしている。 しかし、想定外の豪雪で、あらかじめ確保した排雪場だけでは不足が生じ、緊急的に別の排雪場を確保することとなった場合等、制度改正は有効であると考える。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
域枠を設定する予定の事業者は、当該地域の保育ニーズを 踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談に行くこと としており、これを申請要件としている。 従って、本件については既に措置済みであると考える。	企業主導型保育事業の開設に当たり地域枠を設定する場合には、企業から地方公共団体に事前協議を行うことが申請要件となったが、この「協議」について、国からの指針(ガイドライン)が示されておらず、各自治体での対応に任されている状	平成30年度より地方公共団体に相談に行くこととされたところであるが、制度上、市町は企業主導型の創設に関与できないため、供給過剰となる地域が生じる見込みである。「地域枠」の設置の可否に関与できる形での事前協議ができるよう	【全国知事会】 所管府省からの回答が「既に措置済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。 【全国市長会】 周知を徹底すること。
災害の程度や財産処分の内容に応じて個別に判断する必要があるため、制度改正により統一的な基準を設けることは想定していない。緊急性がある案件については、適宜対応することとしたい。	「財産処分の制限規定は補助目的の完全な達成を確保するためのものである」点については理解できる。しかし、本提案は緊急時における一時的な対応を念頭に置いているものであることから、補助対象財産の機能等を損なうことは無いものと考えている。このように、緊急時で、財産管理上支障がない場合は、包括承認としていただきたい。		【全国知事会】 所管省は個別に判断する必要があるとの回答であるが、大規模・広域・複合災害へ迅速な対応を図るため、統一的な基準の見直しを積極的に行っていくべきである。

管理番号	<b>型</b> 団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号		(事項名)	水のる相直の共体的内容	- 共体的な文件事例 	関係府省庁	団体名	支障事例
40		徹底するため	るため、市町村、AIPO (動物ID普及推進会) の他、任意団体等が窓 口となっている飼い主	環境省が推進するマイクロチップによる登録と、厚生労働省が所管する狂犬病予防法に義務づけられる犬の登録制度については、二重登録制度となっており、双方の推進の妨げとなっている。特に、申請者である飼い主からすれば、狂犬病の登録、マイクロチップの装着のため、それぞれの窓口で登録する必要があり、それぞれで手数料を負担しており、申請者の事務負担・費銀具担の関点から非効率である。((参考)犬の登録手数料3,000円、狂犬病予防注射3,000円、マイクロチップのデータ登録料1,000円(チップ装着代等は別))マイクロチップデータの登録については、狂犬病法第4条に基づく登録原簿への記載にデータに新たに一句の記載にデータに新たに一句の記載にが推進される。また、登録窓口が一元化され、所有者明示と狂犬病予防接種が推進されることで、例えば盗難された犬や迷子の犬が保護された際、その犬のマイクロチップの登録情報から狂犬病予防接種の状況が確認できたり、仮に狂犬らの犬が保護された場合、当該犬の所有者の居住地から、当該地域における速やかな予防措置に取り組むことができたりするなど、県としての広域的な狂犬病予防対策にもつながる。	環境省	高松市	○飼養される犬のうち小型犬が占める割合が増えたため、室内飼いが増加している。未登録犬の発見が困難であるため、狂犬病予防法の登録の義務が形骸化する恐れがある。任意団体でのマイクロチップの登録と、狂犬病予防法による登録が一元化されれば、未登録の防止と、犬の逸走時や狂犬病が疑われる事例が発生した場合の初期対応に効果があると考える。またマイクロチップは、複数の団体が管理している現状では効果が薄く、少なくとも横断的に検索できる仕組みづくりが必要と思われる。 ○厚生労働省が所管する狂犬病予防法に基づく犬の登録制度と、環境省が推奨する犬へのマイクロチップ装着は、どちらも犬の所有者を明らかにするための手段であるが、犬の所有者にとっては2重の措置となり、過分の負担をかけている。このことを踏まえ、所有者登録を推進するためには、狂犬病予防法が定める鑑札に代わるものとして、マイクロチップを定め、その情報を管理するルールを設けることが必要である。 ○各市町村で使用する犬の登録等のデータは、業者が構築したシステムで管理していることが多く、登録項目を1つ増やすだけでも仕様変更となり、それに伴う費用が生じる可能性がある。また、登録や注射の受付を委託している獣医師会においても、登録等データを独自のシステムで管理していることが多く、同様の支障が生じると思われる。現在、登録等データは各々のシステム等で管理しており、転入や転出があれば、文書により登録等情報を送付しあっている。マイクロチップ等の登録窓口を一元化するのであれば、データシステムについても国で一元化を行うことで、各市町村におけるシステム等の管理や、登録等のデータを市町村同土でやり取りすることはなくなるため、事務負担や費用負担が激減する。また、市町村に限らず、都道府県や警察等からもそのシステムで照会できるようにすれば、迅速に犬の所有者を発見することが可能となり、効率化が図ることができる。 ○飼い主の負担を軽減することによって、所有者明示が推進され、県に引き取られた犬猫の飼い主への返還率が向上する可能性が高くなるという効果が期待できる。 ○放え犬を捕獲した際に、鑑札を装着しているケースはほとんどなく、飼い主の特定が困難なことが多い。マイクロチップの装着を含めた飼い主登録が徹底されることにより、迅速に飼い主の特定を行うことができる。
47	うるま市	成事業に係る 放課後児童支 援員の資格要	満たす旨の証明を有している認可外保育施設で2年以上従事している場合であれば、実務経験を必対象者として認められるよう明確化して頂きたい。	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の職員については、準国家資格である「放課後児童支援員」の資格が設けられ、1単位ごとに2名の支援員を配置する必要があるが、支援員の資格要件として、保育士、社会福祉士、幼稚園や小中学校の教諭資格などの有資格者、高等学校卒業者等であって児童福祉事業に2年以上従事した者、高等学校卒業者等であって放事した者であって、市町村長が適当と認めたもの、が定められている。この、「児童福祉事業」又は、「放課後健全育成事業に類似する事業」の定義が不明確なため、県の基準を満たしている認可外保育所で従事している者が対象となるから事業」の定義が不明確なため、県の基準を満たしている認可外保育所で従事している者が対象となるかり、新たに人材を確保している状況である。沖縄県の実情として、戦後の福祉事業の遅れから、学童クラブを含めた保育事業を民間である認可外保育施設等で実施してきた経緯があり、施設を新増設する民間事業所が増えてきていることからも、学童クラブのニーズの高まりに対応するには、沖縄県特有の児童福祉行政を踏まえた放課後児童対策を講じる必要があると考える。		県、沖縄県	○放課後児童クラブには2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要とされているため、交代要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件の緩和ができれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代要員等人員の確保が容易になる。 ○本市においても、放課後児童支援員の確保については非常に苦慮しているところであり、基準に規定されている資格要件の解釈の拡大については、人員を確保する上で重要と考える。 ○本県では、同一市町村内だが通勤に1時間近く要する他地域から人材を確保している等、特に中山間地域で人材が不足している現状にある。現時点では本個別事案と同様の支障事例を承知していないが、本制度が規模や周辺環境などが異なる多種多様な全国の放課後児童クラブに一律の基準を適用していることにより、様々な支障が生じている状況は見直されるべきと考える。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
す。一方、犬の狂犬病予防法に基づく登録については、狂犬病の発生の予防及びまん延の防止の観点から、狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)上の義務として行われています。 狂犬病予防法に基づき義務化されている登録の窓口(市町村)と任意の形で行っているマイクロチップによる情報登録の窓口(民間団体)の一元化については、飼い主の個人情報等の取扱が関係することから、法的根拠等が必要です。自民党どうぶつ愛護議連マイクロチップPTにおいて、平成30年4月にマイクロチップ登録手続きのワンストップサービスに向けて今後検討していくこととしているところであり、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下「動物愛護管理法」という。)の前回(平成二十四年)改正時の附則第14条に基づき、犬等のマイクロチップの装着に関する情報登録等の義務化について検討していきます。	示をマイクロチップの装着として義務化が検討されている中で、狂犬病予防法における登録番号にマイクロチップの個体識別番号を記載すると、登録および窓口の一元化が図られると考えます。また、鑑札について、マイクロチップに置き換えが可能と考えられ、紛失のおそれもなく所有者の確認ができるとともに、逸走した場合は、速やかに飼い主へ返還できます。さらには、市町村が管理することで、災害時や狂犬病発生時に、犬の所在と頭数の把握が容易になることが考えられます。こうした利点があることから、今後マイクロチップについては、所有者明示の観点から犬等について義務化し、管理する必要		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、国においては飼い主登録窓口の一元化に係る抜本的 な取組を図られたい。
うことを目的としている認可外保育所等での2年以上の従事経験がある者については、現行でも放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項第3号を適用することが考えられるが、認可外保育施設には多様な類型があることから、年末までに整理をお示ししたい。	〇現に基礎資格者に該当する可能性のある人材がおり、支障が生じているため、早急に対応いただきたい。 〇少なくとも都道府県の認可外保育施設基準を満たしている施設で従事している者については、児童福祉事業で従事している者の対象としていただきたい。 〇認可外保育施設での従事経験を認める場合の事務(従事経験の証明方法等)については、市町村の裁量が認められるよう御配慮いただきたい。		【全国知事会】 所管府省は基準の解釈を整理して示すとの考えであるが、放 課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」については、多 くの地方自治体から支障があるとの意見があり、基準の解釈 について、地方自治体自ら判断できず、国の判断となるような 基準については見直す必要がある。 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束する ものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定され るべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨 や平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29 年12月26日閣議決定)を踏まえ参酌すべき基準等へ移行す べきである。 なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや 国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、 国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決 定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が 講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を 求める。

管理	団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	 	制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号		(事項名)		X((1) 0 × (1+1)	関係府省庁	団体名	支障事例
48	青森県	事業における 農用地利用の 県から市町村 への権限移譲 及び縦覧期間	第1項の規定による農 用地利用配分計画」)のの 事の所ででしている。 事の所ででは、のの ででいる者の場合では、のの ででいる。 できるようにする。 また、配分計画の2 間の縦覧期間を短い になる。 また、配分計画の2 になる。 また、配分計画を になるよう。 になるよう。 になるよう。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる	農地法又は農業経営基盤強化促進法(以下、「基盤法」)による貸借の場合、農業委員会の許可、又は市町村長の公告までに要する期間は約4週間で、比較的短期間で手続が完了する。 一方、農地中間管理事業による貸借の場合は、基盤法による農地中間管理機構(以下、「機構」)への貸付手続(市町村段階の4週間程度)に加え、機構と農地の受け手が賃借権等を設定する場合に必要となる配分計画は、知事が認可をすることから、審査、公告、2週間の縦覧期間(法定)などの県段階の手続きに約5週間かかり、事業の実施までに約10週間程度の期間を要している。このため、農地中間管理事業による貸付の手続きは農地法等に比べて長くなることから、農業者から敬遠される	農林水産省	県埼県山県熊県 、玉、口、本 、田、知、 、田、知、 、田、知、 、田、知、 、田、知、 、田、知、 、田、知、	○原地の間管理事業は作成する書館も多く。実施が顕確であり、貸付手続に長期間を要すらため、信受人に設定されがも立ちめ、他の資付制度が必要であり、見か中の一般の資付制度が必要であり、最から、農物中間管理事業の経過である。技術を必要であり、見か中の一般の対象を表していません。表表の自動をは、またが、大きの世界を表しません。表表の自動をは、またが、大きの世界を表しません。表表の自動をは、またが、大きの世界を表しません。表表の自動をは、またが、大きの世界を表しません。表表の自動をは、大きの地では、大きないまた。表表の生態に対する。大きないまたるいまた。大きないまた。大きないまた。大きないまたるいまたるいまたるいまたるいまた。大きないまたるいまたるいまた。大きないまたるいまたるいまたるいまたるいまた。大きないまたるいまたるいまたるいまたるいまたるいまたるいまたるいまたるいまたるいまたる

会所者からの第1次回答と独特によりには、操作 本等第二が比して19世後の追加と同様を含め、各人で19世後の を対している。 がいて配合的に検討することとしている。 がいて配合的に検討することとしている。 がいて配合的に検討することとしている。 を関係の対している。 を関係の対している。 を関係の対している。 を関係の対している。 を関係の対している。 を関係の対している。 を関係の対している。 を関係の対している。 を関係の対している。 を関係の対している。 を関係の対している。 を関係を対している。 を関係を対している。 を関係を対している。 を関係を対している。 を関係を対している。 を関係を対している。 を関係を対している。 をがしている。 をがしている。
後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。 事例が生じていることから、事業の効率化、利用者の利便性向しのため、縦覧期間の短縮又は廃止、及び同一市町村内にからため、縦覧期間の短縮又は廃止、及び同一市町村内における農地の農用地利用配分計画認可の市町村への権限を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により縦覧を廃止し、農地中間管理事業における農用地利用規制等の地域の空間管理に関する議といって、検討していただきたい。 最地中間管理事業における事務手続きの迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。 「福島県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目処とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案するよう要望する。  「全国町は、対応を求める。」 「全国・対応を述る、対応を述る。) 「会員・対応は、対応を対し、対応を求める。」 「全国・対応は、対応を対し、対応を対し、対応を求める。 「全国・対応は、対応を対し、対応を求める。」 「全国・対応は、対応を対し、対し、対応を対し、対応を対し、対し、対応を対し、対応を対し、対し、対応を対し、対応を対し、対し、対応を対し、対応を対し、対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対し、対応を対し、対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対し、対応を対し、対応を対し、対し、対応を対し、対応を対し、対し、対応を対し、対応を対し、対し、対応を対し、対応を対し、対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対し、対応を対し、対応を対し、対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応

管理	団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号		(事項名)		200000000000000000000000000000000000000	関係府省庁	団体名	支障事例
49		24条の2第2項に係る調査を地方を地方を地方を地方に表した。 おりまる できる できる できる できる できる できる できる できる できる でき	る際の調査員の資格 要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」	これまで介護認定における新規申請分の訪問調査は、市職員が行っていたため、介護支援専門員でなくても社会講により調査業務を実施可能としていた。しかし、指定市町村事務受託法人への委託に関しては、介護保険法第24条の2第2項によると、「介護支援専調査を行わせるものとする。」とあるが、埼玉県に確認し員でを行わせるものとする。」とあるが、埼玉県に確認し員でもいと調査援専門員は介護、適切なサービスを受けら者、これに該当する名令がにある。では、第4年の相談に応じ、適切なサービスを受けら者等からの相談に応じ、適切なサービスを受けら者のものとが表し、介護支援専門員はケアプランに資格を取り、介護支援・カーで専門的知識及び技術を有する者と記載が少なく人材確保が困難とな事のことから、介護支援・専門員はケアプランに資格を取募集をかけても応募が少なく人材確保が困難とな際。本来であれば、平成30年4月から新規申請のが、確保がの表ででは、本来であれば、平成30年4月から新規申請のが、確保がの表でのことから、介護支援専門員できないよが、中成30年4月から新規申請のが、企業務で募集をかけても応募が少なく人材ではないますでに資格を取募集をがある。まできないことにより、140件はの調査を委託法人が介護支援専門員できないことにより、140件はおいまでに時間が掛かり、介護保険法でところ、40日以上かかることもあり、認定業務全体に遅れが生じている。		子市市田市宮 山大田 市、、原伊市、、原伊市、、原伊市、、原伊市 中市、、原伊市 中市、、原伊市 中市 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	〇現在、当市では、社会福祉法人に訪問調査業務(更新・区分変更)を委託している。調査業務を外部委託する場合、調査員の資格が、介護保険法第24条の2第2項による「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者」とあるため、現時点においても、受託者は人材確保に大変、整備している。また、次年度以降、指定市町村事務受託法人との訪問調査業務(新規)の委託を検討しているが、こでも受託者にとって、介護支援専門員の人員確保が支障となる。受託法人委託する際、職員の資格を件が緩和されることで、スムーズな外部委託の実施につなながり、行政としても、調査業務を外部で多託することで、時間外勤務等の人件費削減及び事務の効率化につながる。また、福祉資格や医療資格を持ちながら仕事に就いていない人の雇用促進につながる。  ②本市においても事務受託法人に、更新申請の調査を中心に約1,000件/月の調査を委託している。しかしながら、調査員の多くは居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員であり、それぞれにケアマネジメント業務を持っていたとから、これ以上の調査件数の増に対応することは難しいのが知状である。また、平成30年に一が護支援専門員の受験資格から、介護等業務従事者(東京都における合格者の6%程度)の受験資格が消滅したことにより、介護支援専門員の受験資格から、介護等業務経事者(東京都における合格者の6%程度)の受験資格が消滅したことにより、介護支援専門員の受験資格から、介護等業務経事者(東京都における合格者の6%程度)の受験資格が消滅したことにより、介護支援専門員の受験資格から、介護等業務で第1、元素に対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対
50	所沢市	支援交付金の 返還金事務の 円執行	て支援交付金につい て、交付を受けた年度 の翌年度4月までに事 業報告書を提出するこ とが交付要綱により定 められているところであ		内閣府	市山市八林市大県、川市、尾市、村東小市、大村、東市、高市市、大村、大大田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、	○返還金処理の事務手続き簡素化のため必要と考える。 ○例年、返還に係る国からの交付確定の通知が過年度となり(おおよそ翌年度末)、そのため返還金を補正予算に計上するか、予算の流用で対応している。補正の場合は議決後でなければ返還の手続きに進めないし、流用の場合は、手続きに時間を要する。国と県で返還金手続の時期が異なることから、類似の手続を繰り返し実施することになり、事務負担となっている。 ○県は年度末に変更交付申請の機会があり、原則返還金又は追加交付がなく、当該年度中に精算ができているが、国は当初交付申請以降の減額変更が原則できず、返還金になることが多い。本来、国1/3、県1/3、市1/3で負担割合が示されており、国と県の交付金は同じ内容のものとなるため、スケジュール及び精算の取扱いは同様としていただきたい。更に、実籍報告も国はアクセス、県はエクセルと別々に作成しなくてはならないが、上述のとおり本来内容は同じであるため、統一の作成方法を検討していただきたい。 ○国における返還額の確定時期は例年年度末であるが、本市においても補正予算により対応するため、事務手続きの負担が生じている。 ○実績報告に基づき交付額が確定し、超過交付が生じた場合は返還金の事務処理を行っているが、例年、返還に係る国からの交付確定の通知が翌年度の後半となっている。返還金の額によっては補正予算に計上し対応しなければならないが、補正対応の場合、議決後でなければ返還の手続き繰り返し実施することになり、事務負担となっている。国と県で返還金手続の時期が異なることから、類似の手続を繰り返し実施することになり、事務負担となっている。国と県で返還金処理に係る事務手続きの簡素化が、職員の事務負担の軽減につながるものと考える。○交付金の返還金処理に係る事務手続きの簡素化が、職員の事務負担の軽減につながるものと考える。○交付金の返還金処理にないる職員の事務負担とを著述するにとた際で開い合治体における内部手続きを考慮した締切設定になっておらず、年度当初の事務負担が大きくなっている。ただし、提案の主旨には賛同するが、交付額の確定までのスケジュールについては、申請内容及び実績の審査に要する時間等を踏まえ、各自治体の実情に合わせた設定が可能なものとることを看望する。○交付金の返還金処理にかかる職員の事務負担を軽減するため事務手続きの簡素化を図る必要がある。○交付金の返還金処理にかかる職員の事務負担を軽減するため事務手続きの簡素化を図る必要がある。○交付金の返還金の事務処理を行こととなるが、国からの最終的な交付額の確定通知が行われるのは交付年度の翌年度末となっている状況である。返還金が多額に生じた場合、補正予算による対応となり、議決後でなければ返還金の事務処理を行こととなるが、国の主のの事務負担及び補正予算のための事務負担が重荷となる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
態区分が高いほど報酬が高くなり事業所にとって有利であり、認定調査員が要介護状態区分を作為的に高くする恐れがあるため、認定調査の実施に当たっては、中立・公正性を確保することが必要である。これらを踏まえ、どのような条件であれば介護支援専門員以外に認定調査を委託できるのか、まずは認定調査の実施状況を把握した上で、具体的な対応について平成31年度中に結論を得る。	予定した調査件数を委託することができないため、市職員の時間外勤務時間の大幅な増加とともに、申請から認定までの期間にも大幅な遅れが生じてしまっている。今後、市町村の認定調査事務に関する実態調査及び分析等が行われるものと思うが、できるだけ早い対応をお願いしたい。なお、介護支援専門員でない市調査員のアセスメント技術については、調査員証を発行する前に必ず研修を実施し、丁寧な指導を行い質の確保に努めている。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。 「事業者に有利となる調査」が行われることを排除するための 限定事項であれば、調査員を介護支援専門員に限定することではなく、「介護認定審査会委員に関する制約」として、別途定めれば足りると考える。 また、「調査の質の確保」の観点からみると、介護支援専門員の更新研修に認定調査の項目もないことから限定の意味はない。むしろ、厚生労働省の行う「要介護認定適正化事業」で作成している研修素材等を活用した研修を実施するほうが、「調査の質」を確保するには、有意義であり、より現実に即していると考える。したがって、指定事務受託法人の行う認定調査を介護支援専門員に限定する理由はなく、早急に同限定を外していただきたい。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
審査に時間を要しているが、今後は交付金を早期に確定し、	県と国で確定通知の時期が異なるため、ご見解のとおり、自治体の返還金処理手続きが円滑に行われるよう、早期の確定に努めていただきたい。		【全国知事会】 所管府は自治体が提出する実績報告書の不備が原因かのように主張しているが、交付金事務に用いられる様式ファイルの不具合による差替え等で書類の再提出が求められることなどが事務の負担増となり、遅延の原因となっているとの意見があるため事務手続き上の問題点について再検討されたい。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	四件石	(事項名)	水砂の田屋の大杯町で石	六件町が久件ずげ	関係府省庁	団体名	支障事例
52	さいたま市	の訪問先に係る制限の緩和	度障害者が在宅勤務している場合、勤務時間中に居宅で重度訪問介	○全身の筋力が低下する難病(先天性筋繊維型不均等症)により、ペットボトルを持ち上げること等の日常生活が困難な重度身体障害者がいる。常時介護が必要であるが、パソコン操作が可能であるために就労し、9時~16時の間に在宅でパソコン入力作業を行っている。 ○重度訪問介護の提供場所は居宅や病院等に限定され、職場は認められていない。そのため、本件の場合、作業を行っていない休憩時間(12時~13時)中に限り、食事や排せつに係る支援を受けることができるが、その他の時間(9時~12時、13時~16時)は重度訪問介護を利用することができず、見守り支援を受けることができない。 ○就労していない場合にはサービスの利用が可能であるにも関わらず、在宅で勤務した場合には勤務時間中にサービスを利用できなくなることは、公平とはいえない。		市、宮崎市	〇先天性難病により、人工呼吸器装着、類回なたん吸引が必要で、全身性障害のため常時介護が必要な重度障害者が、会話及びタッチパネル操作が可能なため大学卒業後就職を希望している。雇用主による合理的配慮は、本人が就労するに当っての支援については可能であるが、個別性及び専門性の高い医療的ケアについてまでは求められず、結果として就業の機会が奪われている。常時介護が必要な重度障害者が就職する事例は稀な状況の中、特に医療的ケアについては就業の有無に関わらず生命維持のための必要なものであり、重度訪問介護の提供場所から就業先及び通勤中が除かれていることは合理的でない。就業のための支援と生命維持のための支援を切り分け、必要な重度訪問介護が就業中にも提供されることで、医療的ケアが必要な重度障害者の雇用の機会の拡大が図られることを求める
54	さいたま市 【重点5】	業等の設備及び運営に関連を	設備及び運営に関連国際を選問を選問を選問を選問を表の規定に関する。一個の関係を表する。 一個の関係を表する は、一個の関係を表する。 「一個の関係を表する。」 「一個のので、」 「一個のので、」 「一個のので、」 「一個のので、」 「一個のので、」 「一個のので、」 「一個のので、」 「一個のので、」 「一個ので、」 「」 「一個ので、」 「」」 「一個ので、」 「一個ので、」 「一個ので、」 「	保が進んでいない。 ・いずれの施設も保育士確保に苦慮する中にあって、代替保育を提供するための職員確保が困難。 ・本市における小規模保育事業等は、正規職員のほか臨時職員を含め人員を十分に確保できていることから連携施設による代替保育の提供を必要としない施設が多く、基準第6条第2号の規定が連携施設確保の足かせになっている。 ・卒園児の受け皿となる連携施設については、保育ニーズが高まり、いずれの認可保育施設も利用希望者が多い中、小規模保育事業等の卒園児を優先的に受け入れるための枠を確保しておく余裕がない結果、保護者が当該施設を利用することに不安や負担を感じている。 ・経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。	労働省	川市、市、新市、市、東市、東市、東市、東市、東市、東市、東市、東市、東市、東京市、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、	○現在も小規模保育施設の連携施設の確保が進んでおらず、今後も連携施設の確保が困難であると予想されることから、経過措置期間の延長が必要と思われる。 とから、経過措置期間の延長が必要と思われる。 の連携施設の確保を求めることの趣旨から、保育士が確保されていると判断できる基準や、見直し後も可能な限り連携施設を確保することを求めることなどが必要と思われる。なお、当市には提案事項の2点目にある市が運営費支援等を行っている認可外保育施設は存在しない。 ○保育所、認定こども国への3号認定児童の申し込みが増えており、3歳児の定員は、その施設の持ち上がりの児童でほぼ一杯になってしまっている。連携しても小規模保育事業所からの入所が難しいため、、私立の施設間の連携施設として、小規模保育施設からの児童を受け入れられる側の保育所にとつては、前年度からその受け入れ枠を空けておく必要があり、経営に直結する問題となるため、連携が進まない。 ○経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取組みにも大きな支障となる。 ○経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。 ○市においても連携施設ーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所においてと連携施設の一定資差の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
労により恩恵を受ける企業自身が支援を行うべきという考え方があり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)においても企業等に障害のある方の困難に対する配慮が求められている。こうした中、個人の経済活動に対して障害福祉施策として公費負担で支援を行うことについては、事業主による個々の障害特性に応じた職場環境の整備(ヘルパーの配置等)などの支援の後退を招くおそれがある。したがって、在宅就労中の支援については、慎重な対応が必要である。	るためのヘルパー派遣ではなく、日常生活を支援するための ヘルパー派遣を可能とするものである。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。
保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。 家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。このため、連携施設は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を総合的に担うことができる、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えており、これを緩和し、認可外保育施設を対応に加えるという本	の設備及び運営に関する基準」と同等の基準を満たしており、 保育の質は十分確保しているものと考えている。その点を考慮して再検討いただきたい。 また、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」で、利用調整等の方法による受入施設の確保により「連携施設を確保したものとみなす」と認可要件が緩和されたところではあるが、本市では引き続き卒園後の受け皿確保に苦慮している。今後も保育需要は伸びていく見込みであり、現行の認可施設のみで3歳児以降の受け皿を確保することは困難さることから、卒園後の受け皿に係る連携施設を拡充すべきである。 なお、「代替保育の提供」については、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において一定の見直しがなされたところであるが、連携施設の確保に結実していないのが実情であり、現場の実態を踏まえ引き続き検討をお願いしたい。 (③について) 経過措置の延長の可否は、家庭的保育事業者等にとっては、事業運営の見通しを立てる上で喫緊の問題であり、早期		【全国知事会】 所管府省からの回答では、連携施設に認可外保育施設を加えることは質が確保されていないため認められないとされているが、2019年10月から始まる幼児教育・保育の無償化措置を考えると、認可外保育施設でも質が確保できている施設は存在すると考えられる。質の確保の観点で、どのような認可外保育施設が連携施設に相応しいかは施設を熟知している地方自治体が自ら設定できるようにすべきである。この家庭的保育事業等における連携施設の設定に係る基準については「従うべき基準」とされているが、「従うべき基準」は条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきもある。なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。【全国市長会】保育の質の確保を前提として、提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

管理	団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	四件石	(事項名)	不める相直の共体的内台	・	関係府省庁	団体名	支障事例
55	南房総市、水戸市	の人員配置基 準の緩和及び 幼稚園免許更	園型)の角質を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を	南房総市においては、4,5歳児のほとんどは幼稚園に通っており、教育時間前後及び長期体学を実施している。当市においては、幼稚園教諭の教材研究の時間を確保するため、一時預かり事業は幼稚園に勤務する者ではない専門の指導員(非常勤職員)を雇用しているが、資格保有者の確保に苦慮している。今後、当地域ではさらに資格保有者が減少していくことが予想される中、高齢者を積極的に採用していないがなければ人材の確保が難しくなっていき、現行の基準による勤務体制では、一時預かり事業の継続が困難となっていな、また、水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんどの幼稚園において、教頭又は戦論及び資格を保有していない専門の指導員(非常勤政とにより、教材研究等通常業務の時間が確保できず、教頭等が石をいた。このことは資格を所有していた者)を入員配置基準の資は、非常勤職員の中にいる幼児教諭資格を所有していた者)を入員配置基準の資格保有貴のみが免許更新の対象とされており、これらの者は、動発を明新の対象とされており、これらの者は、動発を明新の対象とされており、これらの者は幼稚園免許を更新できない。	厚生労働省	川崎市、山県市、玉野市、東温市、松浦市	〇本市においては、市立幼稚園の預かり保育を実施するため、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を必ず配置する必要があることから、常勤職員を1名置いており、バート職員2名とともに預かり保育を実施しているが、常勤職員の教育研修や園運営業務の時間を削って実施しているため、支障が出ている。また、幼稚園教諭の勤務時間局直に小いて議論している中、預かり保育業務(携わる時間を削っことができないため、働き方改革が遅々として進まない状況である。幼稚園免許未更新者も預かり保育業務の資格保有者に含めることができるのであれば、人員の確保とともに常勤職員の負担軽減につながる。
56		区分につい て、「当該行為 の履行があっ	認(検査)の日に限ることなく、期間帰属の観点から、翌年度に行為の完了を確認することにより、旧年度中に当	アンス違反になると難色を示され、対応に苦慮することがある。 当該事項は、平成27年12月に総務省の「地方公共団体		市、市、城市廿中県宮の大川古尾、時、市、、陽、日町、熊市大島市愛本の大川古尾、県、崎原本の東、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○本市においても、施設の警備等管理業務は終日継続して業務が行われる。また、ごみ収集や他の委託業務で年度末日まで実施する業務の完了確認は実態に即していない完了検査となっている。監査の立場としても検査の形骸化は問題である。 ○本市においても同様に制度改正について必要性を認めます。 具体的には次の場合において問題となります。 当該行為の履行が年度末日24時(深夜)までを含む場合(提案市指摘の問題点と同様)検査には時間を要する事例もあり、当該年度中に処理しきれる事例ばかりではない。 当該行為の履行が年度末日までを対象とする場合で、年度末日が休日に当たる場合 ①実際に休日出勤して検査→過重な事務負担となる ②翌勤務日に検査→議会の承認を要する予算の繰越などは現実的な解決方法ではない。勤務実態のない休日に検査したことにせざるを得ず、現実の検査とのかい離が生じる。市民への説明責任が全うできない。 ○「当該行為の履行があった日」で会計年度区分を決定しているために、履行確認(検査)や完了報告書の提出を3月31日に擬制することは実態に即さないことから、この見直しは必要であると思われる。なお、「翌年度に行為の完了を確認することにより、旧年度中に当該行為の履行があったと認められる日も含まれる」と解釈の見直しをする場合は、どのような支出の種類が該当するのか示す必要があると思われる。 ○具体的な支障事例に例示されているもの以外にも、医療機関等への運営費補助や検査業務委託、機械設備等の保守委託、24時間電話相談業務委託等の事例があり、本県においても実態に即していない現状がある。「当該行為の履行があった日」の解釈の変更は、より実態に即したものになると考えられ、見直しについては賛同する。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
を守り、質の担保された教育・保育を提供するため、児童福祉法施行規則等において職員配置等に係る最低基準を設定している。 人材確保が困難となっていることへの対応としては、平成28年度以降、①有資格者(幼稚園教諭普通免許状所有者又は、②有資格者以外の職員として子育て支援員以外の多様な人材を配置可能とするなど大幅な緩和を図っているところであり、保育所・認定こども園や一時預かり事業(一般型)などれた取扱いとなっている。 一方で、御提案の免許失効者等を有資格者として認めることが困難となっている。 一方で、御提案の免許失効者等を有資格者として認めることについては、幼児教育・保育に関するものなら、知見をおりまである。なお、一時預動の幼稚園型)の補助基準額は有資資格者(常勤的非常勤の幼稚園型)の補助基準額は有資資金が困難となることから、対権園型)の前間・種間の表できるより手厚く行うことができるよう、毎年は、あくまでしており、平成28年度が修、更に長、毎年は、あくまでしており、平成28年度ができるよう、毎年は、あくまでいる。また、御指値の人員配置基準は、あくまでも時間がりをより手厚く行うことがある。	必要な有資格者は1人で、有資格者の割合(1/2以上→1/3以上)を緩和したとしても人材確保の解消には繋がらない。また、長期休業中や指導員の休暇などを考慮し、有資格者に公務できないため、有資格者に幼稚園免許未更新者や小学校教諭等を含め、有資格者に幼稚園免許未更新者や小学校教諭等を含め、現なる緩和をお願いしたい。幼稚園免許未更新者については、旧免許状と新免許状とも有資められ、新免許状の未更新者は有資として認められ、新免許状の未更新者は有資として認められ、新免許状の未更新者は有資とではなても、ののは合理性がなく、幼稚園免許要新経験を有るととで表援員研修等の受講や十分な実務経験を有るとおいのは合理性がなく、幼稚園免許事業における保育とでは教育・保育の質の確保に選準の見では、通知の表に、一時預かり事業に特化した研修等で身におり、見はがいる。また、一時預かり事業に特化した研修等で身におり、見におり、見におり、表というの選ましいと思われる。そもそもって保が難しく、事業和を要望している。市検討いたもって表に、かり、事業の最直しを御着とないまう、あくまで基準の見直しを御持したの、人員配置基準の見直しの回答では、一時預かり事業に使事するととを許別源に及ばないよう、あくまで基準の見直しを御持したり、一時預かり事業に再新の対象者の追加について、一時預かり事業にあることととを許、受講されることなどにより、受講対象者となるにより、一時預かり事業に専びするにある。また、「教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教育指述のの回答に矛盾がある。また、免許状更新の対象者となるにより、受講対象者となるにより、一時預かり事業に専びするに入村確保が関係により、人材確保が関係に対して、一時預かり事業に専びするにより、人材確保が関係に対して、一時預かり事業に再がある。また、「教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教育指述を表した。」といいまに表して、一時預かり事業に再があるにより、人材確保が関係を表しまして、「対すないの対すないの対すないの対すないの対すないの対すないの対すないの対すないの		【全国知事会】  一時預かり事業の設備及び運営に係る基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任すべきである。 委任するにあたっては、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等とすべきである。なお、参酌すべき基準等とするとは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。
地方自治法施行令第143条第1項第4号により、相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度とされており、「当該行為の履行があった日」とは履行確認(検査)の日をいうものとされている。新年度において履行確認を行わなければならない場合には、地方自治法上、繰越制度の活用が認められており、提案の事案についてもこれにより対応可能なものである。なお、国においても同様の運用がなされているものと認識している。	で、新たに会計年度独立の例外を求めることへの説明がつかないことが懸念される。また、本提案は、平成27年12月に総務省の「地方公共団体の財務制度に関する研究会」から出された「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」に記載されている業務改善の内容を実現するよう求めるものであるから、報告書の趣	ご回答のとおりであるが、「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」(平成27年12月地方公共団体の財務制度に関する研究会)の指摘のとおり、より実態に即した制度に見直す必要があり、措置を求めるものである。 【広島県】 相手方の行為が年度内に完了しているにもかかわらず、実質的に検査確認を年度内に完了できないという理由によって、繰越手続を行うことは現実的ではないと考えられる。 実態に即した検査日が検査調書に記載されるためにも、「履	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっ ているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行 うべきである。

管理	四件名	提案事項	<b>学场</b> 7世黑の目状的内容	日体机心十阵击力	制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	関係府省庁	団体名	支障事例
57	賀県、京都	に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化	の健全化に対して、「財政に対して、「財政に対して、「財政に対して、「財政に対して、「財政に対して、「財政に対して、「財政に対して、「財政に対して、「大学の、「大学の、「大学の、「大学の、「大学の、「大学の、「大学の、「大学の	例年、総務省が実施する普通交付税算定については、交付税算定業務支援システム(LasIs)により、地方財政状況調査(以下、「決算統計」という。)については、地方財政決算情報管理システムによる提出とされている一方、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告については、エクセル様式によるメール提出とされている。健全化判断比率の算定に当たっては、普通交付税算定における地方債同意等額や決算統計の数値を軽記する項目が多いことに加え、エクセルファイルの管理等、人を介する作業が多いため、ケアレスミスが発生す断比率の算定・報告等の調査業務については、各地方公共団体において6~8月にかけて多大な時間を要する事務となっている。また、都道府県市町村担当課においては、各市町村のデータを手動による貼り付けにより、総務省に報告することとしているため、こちらについても事務ミスが発生する可能性を有する。		須賀川市、石 岡市、千村山 県、平村市市東塚市、 綾瀬市、上越市、石川県、石川県、石川県、	〇健全化判断比率の算定に当たっては、普通交付税算定における地方債同意等額や決算統計の数値を転記する項目が多いことに加え、エクセルファイルの管理等、人を介する作業が多く、複数の特別会計や企業会計を有する本市においては、数値の転記作業等によりケアレスミスが発生する可能性を有しており、決算統計システムにて行われる突合チェックを人海戦術により行うしかないため、例年、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告等の調査業務を行う6~8月にかけて多大な時間を要する事務となっている。〇昨年度、健全化判断比率等を提出後に算定ミスが発覚し、速報値を訂正することができなかった。市町及び県のとりまとめにおける負担軽減と算定ミス削減のためには、一元化システムの開発・導入が必要。
58	賀県、和歌	付金の違約金 支払手続きに 係る請求書発 行依頼の義務	違約金支払手続きに係 る請求書発行依頼の 義務付けを廃止するこ とにより、事務処理期 間の短縮及び都道府 県の事務負担軽減を図 られることを求める。	高度化資金貸付金に係る都道府県から(独法)中小企業基盤機構(以下、「機構」という。)への違約金支払手続きにおいては、都道府県から機構に対する請求書発行依頼を行うことが義務付けられており、機構は都道府県からの請求書発行依頼を元に請求書を発行されている。本提案では、都道府県から機構に対する請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。【制度改正の必要性】違約金は、機構が元金の償還状況等を踏まえて都道府県に対して請求すればよく、請求書発行依頼は不要な事務手続きと考えられる。【具体的な支障事例】不要な事務手続きが義務付けられていることにより、事務処理期間の短縮が図られないとともに、都道府県に事務負担が生じている。	経済産業省	石岡市、富山県	○違約金支払い手続きが簡素化されるので、本県としても賛同する。

	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	
等す査りけすて	る法律に基づいて、地方団体の責任でその基礎数値を監委員の審査に付した上で議会に報告、公表するものであ総務大臣は地方団体から健全化判断比率等を算定る立場にあるもの。したがって、健全化判断比率等を算定るためのシステム構築についても、地方団体の責任においうわれるべきものと考える。	戦略2040構造研究会の基本的方向性に示されているように、ICTの利用によって処理できる業務はできる限りICTを利用することが望ましいと考えている。 既に存在する決算統計における集計システム及び交付税の算定システムから、重複している必要な数値を自動転記し、同比率の算定様式に出力できるようにするなど、既存のシステムの改修も含めて、積極的に対応されたい。	現在、国主導のもと、地方公会計の活用による地方財政の「見える化」が進んでいるところであり、健全化判断比率等の算定については、まさに「見える化」の一環を担っている。全国統一的な取組を進めることにより、これら算定指標による団体間比較の精度向上が可能となることから、国による統一システムの整備が期待される。健全化判断比率等は、前年度の決算額に基づいて算定される指標であり、既存の決算統計システムに、その算定機能を付加することによって、算定ミスや転記ミス、算定チェック作業の大幅削減が可能となると考えられる。貴省の回答では、各団体においてシステムを構築すべきとのことだが、一括して決算統計システムを改修する方が費用対効果は格段に優れることは明らか。仮に、各団体がシステムを構築した場合、システム間の算定スキームの差異による補正計算も発生する恐れがあり、とても現実的・効果的な解決策とは言えない。【奈良県】国と地方の役割分担として、基礎数値の報告等の事務が全国的に自治体の事務とされていることをもつて法を所管する国の責任が問われないこととはならない。提案団体の提案に沿って国において支援を検討すべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を 求める。(省庁ヒアリングにおいて総務省から前向きな回答あ り)
基に払る払そにめこでおこ機文や負なあ小の担発の	祭しては、支払期日及び支払金額は、都道府県における支手続の都合や、貸付先事業者の支払事情によって変動すことがあるため、都道府県との間で事前に支払期日及び支金額を確定する必要がある。のため、中小企業基盤整備機構では請求書を発行する前都道府県に対し支払期日及び支払金額の事前連絡を求ている。の事前連絡は、都道府県の担当者からのメールやFAX等よく、「中小企業高度化資金債権管理事務処理の手引き」に	中小企業基盤整備機構から都道府県に対する違約金の請求については、機構に対する約定元金の償還をもって延滞元金及び計算期間は自ずと定まるものであるから、「支払期日及び支払金額は、都道府県における支払手続の都合や、貸付先事業者の支払事情によって変動することがあるため、都道府県との間で事前に支払期日及び支払金額を確定する必要がある」との指摘は当たらない。そもそも、違約金については、「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」第42条により、「請求することができるものとする。」と定められていることから、中小機構において違約金請求が必要と判断するのであれば、和道府県の依頼がなくとも、同機構から請求できるものと考えており、事務量の大小の議論ではない。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。

管理番号	団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	 	制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号		(事項名)	West Old Exposure at the second	X(m)/6\A++\//	関係府省庁	団体名	支障事例
	賀県、京都市、大阪 府、兵庫 県、和歌山	同組合からの 暴力団排除の ための中小企 業等協同組合	ことができるよう、条例	【支障】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついては、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	庁、財務省 3 厚生労働省省 農林済産省 経済産通省 国環境省	市、綾瀬市、 奈良県、愛媛 県、熊本市、	○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。 ○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。 ○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考える。 ○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。
	賀県、京都 市、大阪	の重要変更協	災害復旧事業において農林水産省との協議が必要となる重要変更の基準の緩和				②29年災における重要変更協議案件は工法変更に伴うものが1件であったが、県経由での協議開始から変更承認が決定されるまでに約2ヶ月かかり、その期間中は工事を一時中止せざるを得なかった。災害現場の早期復旧を図る観点からも、重要変更協議案件の基準を緩和し、国との協議時間を縮減することは重要であると認識する。  ○災害復旧事業は、迅速に生活基盤の復旧をする必要性から、大規模災害時などでは標準断面により事業費を算定している。実施において詳細設計を行った際、土工量などの変更が生じるが、一般的な補助事業に比べ事業計画変更の記載が詳細にわたっており、金額、パーセントに抵触せずとも支障事例の【現状】ような変更でも重要変更となるケースが増えている。 重要変更となる基本が厳しいため、近年災害が多発する状況下では、このような簡易な内容であっても重要変更となり協議に時間を要している。 そのため、一般の補助事業なみの重要変更の要件に暫定通知5-1の別紙1で定めた範囲を軽微変更で行うよう求める。 ※129年災 重要変更協議件数 34件 本案の実現により軽微変更となる件数 5件 効果約1594件数減 ○展地及び農業用施設災害復旧事業については、市町村が事業主体ではあるが、本県における平成29年度台風21号関連機地及び機業用施設災害復旧事業において、現時点(H30年6月15日現在)で、重要変更協議件数 18件 本案の実現により軽微変更となる件数 2件 効果 約1096件数減 ○平成28年熊本地震及び同年の梅雨前線豪雨に伴う災害復旧事業においては、査定箇所数約180箇所に対し約10件程度が重要変更更件に該当している。なお、農林水産省(九州農政局)及び県において迅速且つ臨機応変に協議対応いただいており、工程等を含め支障をきたすことはなかった。 しかしながら、現行基準の緩和については円滑且つ迅速な事務執行につながることから制度改正を期待する。したいながら、現行基準の緩和については円滑且つ迅速な事務執行につながることから制度改正を期待する。したなが、現行基準の緩和については円滑且つ迅速な事務執行につながることから制度改正を期待する。したまが、第3年続きが相当簡素化される。 ※H25年災 重要変更協議件数 193件 本案の実現により軽微変更となる件数 191件 か果、約9996削減 0 災害復旧事業においては、早急な発注が必要で、十分な精査ができないこともあり、現場着手した際、設計変更の対応となる事例が発生している。 ○日と6年災によいて重要変更協議件数が51件であったが、そのうち本提案の実現により軽微変更となるものは51件(全件)であり、重要変更協議の件数削減、ひいては事務作業の効率化に大き食食前するものである。 ○支援を関係であるのよりに表述できるケースは少ないこと、は機を費等の高騰による事業費増は年々増加傾向にあることから、提案の緩和措置は、事務処理が短縮され災害対応の迅速化に効果がある。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
【警察庁】 警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管省庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行ってまいりたい。なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管省庁において個々の法令ごとにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項の要否が検討されるべきである。【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局などから寄せられていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいりたい。	あることは望ましくないため、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したい。 また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えるため、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定への追加を求める。		【全国知事会】 公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。
「農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第3号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件(告示)」において、工事費の額の変更協議を要する金額要件として設定している200万円の妥当性について検討を行う。	今回提案した基準を平成26年実績に適用した場合、重要変更協議数が約35%減少する。(84件→54件) このように重要変更の基準の緩和については、事業執行の迅速化に加え、行政事務コストの軽減にも大きく資すると考えられるため、前向きな検討をお願いしたい。		【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など、必要な見直しを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

管理番号	団体名	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	F4 141.4T	(事項名)		X FT H J O A PT + PJ	関係府省庁	団体名	支障事例
	阪府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取	委員会の公選 委員に欠員が 生じた際にお ける、補欠選 挙実施基準の 緩和	の公選委員の補欠選挙について、公職選挙 法上の他の選挙同様、 例えば、その当選人の 不足数と足して2人以 上に達したときとする 等、補欠選挙実施基準 の緩和を求める。	海区漁業調整委員会は15人(公選委員:9人、知事選任委員6人)の海区委員で構成されており、農林水産大臣が指定する海区にあっては10人(公選委員:6人、知事選任委員4人)の海区委員で構成されている。なお、京都府海区漁業調整委員会の場合は、農林水産大臣が指定する海区にあたるので、計10人の海区委員で構成されている。公選委員については、漁業法92条及び93条の規定により、1人でも欠員が生じたとき、直ちに選挙会を開き当選人を定めなければならないこととなっており、当選人を定めることができない場合、補欠選挙を行わなければならないこととなっている。海区漁業調整委員会の高い公益性に鑑みて同規定が設けられていることは推察できるが、例えば、公職選挙送113条に規定されている各種議会議員選挙の補欠選挙に係る事件と比較しても、最も厳格なものだと理解している。また、当該補欠選挙に係る事務については、準備期間は約1か月半にも渡り、説明会の開催や投票のための資材(投票用紙や不在者投票関係書類など、通常の議会議員の選挙同様の資材約50種類)の準備など、多くの事務を限られた人員で行わなければならず、事務同から沿海市町村まで距離が離れているため、移動が大きな負担の一つとなっている。		県、倉水市、神奈東、大学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・	○公選法における補欠選挙の要件よりも厳格にすべき理由があるのか不明だが、公選及び知事推薦(委任)により相当数の委員がいることを考えると、公選法と同様の取扱いで支障はないと考えられる。 ○本県においても、海区漁業調整委員会委員補欠選挙に係る事務については、短期間に限られた人員で準備する必要があり、事務的負担が大きいため、当該補欠選挙の実施基準の緩和には賛同できる。実施基準の要件としては、公選法第113条第1項第6号の市町村議会議員の例(議員定数の1/6超)などが挙げられる。 ○当団体には複数の海区あり、1人の欠員で補欠選挙を行わなければならない現行制度においては、過去に1年に5回の補欠選挙を実施したこともあり、費用面等で負担となっている。他の選挙と同様に、欠員が定数の一定割合を超えるに至った時に補欠選挙を行うことが妥当と考えられる。また、現行では任期満了前2ヶ月以内に欠員が生じた場合は補欠選挙が実施されないこととなっているが、このことについても公職選挙法と均衡を図り、任期満了前6ヶ月以内のら補欠選挙を行わないように改正されたい。 ○各種選挙において補欠選挙の要件が定められているが、その中でも海区漁業調整委員会の補欠選挙の要件が最も厳格である。漁業権等をはじめとする漁業調整に関わる重要性を考慮しながらも、公選法と同等程度への改正を検討いただき、各種議会議員選挙との均衡を図るようお願いしたい。なお、県選挙管理委員会のみならず、投票となれば市町村においても相当の事務的負担が生じることになるが、当県では、平成19年8月16日の補欠選挙において投票が行われており、その準備は、7月29日の参議院通常選挙と述行して行い大きな負担となった。○制度改正がされ、当選人の不足数と通じて2人以上などの改正が行われれば事務負担の緩和、選挙費用の縮減につながるものの、定数が15人(農林水産大臣が指定する海区にあっては10人)といった少数であることから、公選法の補欠選挙に係る条文を準用するのであれば、公選法第113条第1項第6号の定数の六分の一を超えるに至ったときとするのが適当であると考える。なお、緩和は要望する。 ○身体上の問題で委員会への出席が思うようにいかず、委員の辞職の意向を持たれている漁業者委員がいる。ただ、自分ひとりのために補欠選挙が行われなければ、公選法第113条第1項第6号の定数の六分の一を超えるに至ったさときとするのが適当であると考える。なお、緩和は要望する。 ○身体上の問題で委員会への出席が思うようにいかず、委員の辞職の意向を持たれている漁業者委員がいる。ただ、自分ひとりのために補欠選挙が行われなければ、漁業者委員のか的負担も軽減される。高齢の方が立候補される現状がある中で、心的負担となるような制度は見重す必要があると考えられる。
		付金の事務の簡素化	ングに係る部分に限 る。)の経費算出に係る	①は平常時から原子力施設に対する環境放射線監視業務に係るもの。②は事故発生時の対応のためのモニタリング体制に係るもの。 両者の関係施設が同一地点にある場合、以下の様な非効率な事態が生じている。 ・土地の賃貸借料、電気代等の経費については各交付金毎に按分算出するよう求められており、膨大な事務量を要する懸念がある。(具体的には、目的外使用を避けるための用途制限や、契約等の分割、分割ができない場合は両交付金への費用按分(年度末の繁忙期に毎年必要)といった事務が想定される。)・府県は両省のヒアリングを受ける必要があり、国も方針決定に当たり両省調整を要しており非効率である。また、緊急時用途と平常時用途で必要とされる機能が異なる部分はあるが、基本的に同様の機能を有した空間放射線量率測定や放射能濃度測定等の機器を設置しており、使用目的が異なるというだけで、両設備に係る経費についてまで按分算出させる理由は乏しいと考えられる。	省		○①の放射線監視等交付金で整備したモニタリングポストについて、保守点検時に最短でも1月半程度の欠測期間が生じており、当該期間の代替機器の手配には予算面も含めて苦慮している状況がある。当該期間について②の原子力発電施設等緊急時安全対策交付金で整備した機器の運用を認めるなど予算面、運用面での柔軟な対応を求める。 ○現状、環境放射線モニタリング等の資機材について、各交付金の目的に基づき、緊急時と平常時で使い分けをしなければならず、非効率的である。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解   	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
15日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者・漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。」とされている。 当該事項の実施時期については、規制改革実施計画の中で「【早期の関連法案提出も含め、速やかに措置】」することと	提案の本旨である補欠選挙の実施要件について、緩和する		【全国市長会】 提案団体の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を 求める。
財政支援するものである。 財政支援にあたって、交付の目的に応じた複数の財政措置が 存在する場合には、その実態を把握するために経費を区分し て算出することは、二重交付等を防ぐ観点からすれば会計の 基本となり、また、説明責任の観点からも必要不可欠なことで ある なお、地方分権改革に関する提案募集の実施方針(平成26 年4月30日地方分権改革推進本部決定)(以下、「実施方針」 という)によれば、提案の対象は、①地方公共団体への事務・ 権限の委譲、②規制緩和(全国的な制度改正に係る提案)で ある。	同一敷地内において、併設されている施設内や同一施設内に設置されている、同様の機能を有する機器についての交付金の交付手続きを、ヒアリングの同時実施や経費算出に係る様式の統一などにより、関係する事務処理の面で大きく効率化が図れるのではないか。  〇平成30年 地方分権改革に関する提案募集要項5(2)イに、地方に対する規制緩和には、「補助金等の要綱等によるものも対象」、「手続書類の簡素化を念頭に置いている」と明記されており、本件は提案の対象となるため、前向きに検討いただきたい。		【全国知事会】 所管府省からの回答は、「地方分権改革に関する提案対象とならない」となっているが、地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう「提案募集方式」の制度を運用すること。 なお、平成30年地方分権改革に関する提案募集要項5(2)イに、地方に対する規制緩和には、「補助金等の要綱等によるものも対象」、「手続書類の簡素化を念頭に置いている」と明記れている。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。